

京都産業大学外国語学部学科再編記念シンポジウム記録論集

スイスの魅力を再発見：ヨーロッパとの新しい出会い

Wiederentdeckung der Attraktivität der Schweiz: Eine neue Begegnung mit Europa

La découverte du charme de la Suisse : une nouvelle rencontre avec l'Europe

La riscoperta del fascino della Svizzera: un nuovo incontro con l'Europa

La rescuverta da la fascinaziun da la Svizra: in nov inscunter cun l'Europa

日本スイス国交樹立 150 周年記念



2014 年 12 月 13 日（土）13:00 - 17:00

京都産業大学 壬生校地 むすびわざ館 2F ホール

主催：京都産業大学外国語学部ヨーロッパ言語学科

後援：スイス大使館



Schweizerische Eidgenossenschaft
Confédération suisse
Confederazione Svizzera
Confederaziun svizra

Embassy of Switzerland in Japan
スイス大使館

目 次

巻頭言……………小林 満 (1)

外国語学部長挨拶……………鈴木 清巳 (3)

来賓挨拶……………ミゲル・ペレス＝ラ プラント (5)

日本語訳：アンドレ・ジェモン

第1部 魅力の国スイスへの招待

多言語国家：「ことば」から見たスイス

スイスの言語事情・スイスのフランス語・ロマンシュ語……………平塚 徹 (10)

スイスのドイツ語 (Schweizerdeutsch) ……………島 憲男 (21)

スイス・イタリア語圏と画家セガンティーニ……………内田 健一 (31)

スイス建国とハプスブルク家……………岩崎 周一 (35)

第2部 特別講演

大きな (?) 小国スイス……………大川 四郎 (44)

第3部 さらに深くスイスを知る

現地報告：スイス・フランス語圏について……………長谷川 晶子 (65)

文学・文化の中に見るスイス

『アルプスの少女ハイジ』とスイス……………杉村 涼子 (71)

国境の町バーゼル……………高山 秀三 (83)

執筆者紹介…………… (86)

フォト・ギャラリー……………別冊

巻頭言

小林 満

本学の外国語学部は 2014 年に学科編成を大きく変えて、英語学科・国際関係学科以外は、ヨーロッパとアジアの 2 つの言語学科に再編成した。それぞれのエリア内において、言語の垣根を越えて、より広い視点からの学びを得られるようにし、学生だけでなく教員間にあっても互いに刺激を与え合いながら、新たな知見や教育を発見し創造することを可能にする道を拓くためである。ヨーロッパ言語学科においては、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語の各専攻の他、発信型の学びを促進する中核として、メディア・コミュニケーション専攻を創設している。

今回のシンポジウムは、上記の方向性を踏まえて、ドイツ語、フランス語、イタリア語の教員が協働して、新たな学びの空間を展開することに挑んだ試みの 1 つである。

もちろん、本学部は学科ごとに閉じられているものではなく、さらに広い学びを実現するために、学科相互の交流を教育・研究のレベルで推進してもいる。このシンポジウムでは学部長から社会科学領域の大川先生を紹介していただくなど、国際関係学科の協力も得ている。

2014 年はスイスと日本が国交を開始してから 150 年の記念すべき年であった。普段の授業ではスイスだけを取り上げて扱う機会は少ないが、スイスはドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語を公用語とする多言語国家である一方、永世中立国という特殊な国の形を持っており、ヨーロッパを学ぶ切り口としては、多くの発見が期待される、実に興味深い存在である。国交樹立 150 周年と新学科の創設元年が重なったのを良いチャンスと捉え、言語、歴史、文学、文化といった人文学の領域からだけでなく、政治学的な側面からも、スイスを学ぶことでヨーロッパを学ぶ端緒にしたいと考えたの

である。

今回のシンポジウムの趣旨をご理解いただいた上、ご挨拶を賜ったスイス大使館に深く感謝いたします。また、スイスの政治的事情について、ご自身の経験をも踏まえて貴重なご発表をいただいた愛知大学の大川先生、ありがとうございました。

外国語学部長挨拶

鈴井 清巳

本日は、土曜日にも関わらず、学内外から多くの皆様にお越し頂きまして、心より感謝申し上げます。

京都産業大学外国語学部は組織改革を行い、本年（2014 年）度から新たな 4 学科体制をスタートさせました。それを記念して、4 月以降、学科再編を祝う様々な行事を行ってまいりました。本日のスイス・シンポジウムは、ヨーロッパ言語学科の中の、ドイツ語、フランス語、イタリア語の各専攻の教員が中心となり、これらの言語が公用語として話されているスイスをテーマとして取り上げ、本学部教員が様々な視点から論じるという画期的な催しです。スイスに焦点を当てつつも、ヨーロッパ文化の共通性と多様性に、各教員の専門的視点からアプローチするものですので、参加された皆様は、新たな発見があったり、既知の事柄をより深く理解できたりと、知的な刺激に満ちた楽しい時間をお過ごしになれること間違いありません。

更に、本シンポジウムのために、スイス大使館文化・広報部長のミゲル・ペレス＝ラプラント様からはご挨拶を、またゲスト・スピーカーとして愛知大学法学部教授の大川四郎様からは「大きな（？）小国スイス」と題するご講演を賜ることとなり、大変光栄に存じます。ご多忙の中、本シンポジウムの趣旨をご理解頂き、快くご参加を賜りましたことに対し、外国語学部を代表して御礼申し上げます。

さて、私は 2012 年に、調査のためにジュネーブに 4 日間滞在致しました。私の専門分野である国際貿易や企業の直接投資に関する聞き取り調査のため、WTO（世界貿易機関）や JETRO（日本貿易振興機構）を訪問するのと、ジュネーブ在住の WTO 研究者に会って意見交換するためです。短期間でしたが、ジュネーブが国際都市として大変洗

練された街であること、また WTO や WHO（世界保健機関）、日本人の緒方貞子さんが
トップとなった UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）など 200 もの国際機関があるこ
とからも分かるように、小国ながらも独特な外交政策を取り続け、世界で独自の地位を
時間をかけて築いてきた、正に「大きな小国」であることを実感しました。これまで多
くの著名な政治家や思想家・文人が滞在したのも宜なるかな、と妙に納得できました。
また、ジュネーブの旧市街地にある石畳のブルドフル広場のカフェで、現地の WTO
研究者と語り合ったのは良い思い出です。

本日は、講演やシンポジウムの全体を通じて、学術的な視点から、普段取り上げられ
るのとは異なったスイス像を皆様に提示することができると思います。4 時間近い長丁
場となりますが、リラックスして楽しんで頂けましたら大変嬉しく存じます。

来賓挨拶

Messieurs les Professeurs,

Mesdames, Messieurs,

C'est avec grand plaisir que j'ai l'honneur de représenter (dans ma langue maternelle) l'Ambassade de Suisse à l'occasion de l'inauguration de ce symposium organisé par la Faculté des Langues étrangères de l'Université Kyoto-Sangyo. Je me réjouis tout particulièrement que la Suisse ait été choisie pour ce symposium.

Cette année, le Japon et la Suisse célèbrent 150 ans de relations diplomatiques. Plus de 230 évènements portant notre logo officiel se sont déroulés ou vont se dérouler au Japon. Je me permets de vous annoncer que deux grandes expositions, celle de l'artiste suisse Ferdinand Hodler et celle du Musée d'art de Zurich, viendront à Kobe en janvier pour célébrer cet anniversaire.

Nos relations remontent à la signature du traité d'amitié et de commerce en 1864. Au Japon, cela correspond à l'époque du Bakumatsu, c'est-à-dire la période qui marque la fin de l'isolationnisme et signe l'entrée du Japon dans la modernité. A la même époque, la Suisse entame une nouvelle page de son histoire avec la constitution d'un Etat fédéral. Elle envoie, alors qu'elle n'est qu'un petit Etat sans accès à la mer, une délégation afin d'établir des relations commerciales entre les deux pays. Depuis ce jour, les liens entre les deux pays n'ont cessé de se développer.

Chaque année, environ 300 000 touristes japonais foulent le sol suisse. La nature magnifique – les montagnes, les forêts et les lacs – suscite l'admiration de nombreux visiteurs japonais. Aussi,

nous partageons certaines caractéristiques, telles que le souci de la propreté, l'attention au détail et le désir de toujours maintenir l'harmonie autour de nous. Il y a également des similitudes géographiques: richement dotée de ressources touristiques, la Suisse est cependant, comme le Japon, relativement pauvre en ressources naturelles, ce qui l'a contrainte au cours de l'histoire, à se soucier en permanence à l'assurance de ses moyens de subsistance. Bien que la Suisse soit beaucoup moins sujette aux tremblements de terre que le Japon, les deux pays sont habitués à une nature sévère et parfois cruelle, qui sait se faire respecter. Dans cette perspective, nos expériences peuvent être très instructives, et nos échanges très fructueux.

L'accord de libre-échange conclu entre nos deux pays, est entré en vigueur en 2009. Il est le témoignage de la communauté d'intérêts au niveau économique. Les échanges scientifiques et technologiques se sont également intensifiés au cours des dernières années.

La Suisse n'est pas vraiment une « nation » – c'est un Etat fédéral qui fait cohabiter en son sein une grande diversité – 26 cantons (des micro-états indépendants), 4 langues et diverses religions. Notre pays a su au fil des années développer une diplomatie unique caractérisée notamment par la garantie d'une neutralité perpétuelle. Sa politique diffère de celle de l'Union européenne. Bien qu'elle ait adhéré à l'Organisation des Nations Unies il y a dix ans seulement, elle a su accueillir de nombreuses organisations internationales.

Pour nous, les moyens que nous investissons pour les générations futures – soit l'avenir de notre pays –, sont essentiels. L'apprentissage des langues est chez nous non seulement primordial pour la cohésion nationale (pour nous comprendre entre nous), mais également pour élargir notre horizon et apprendre d'autres cultures. Nos étudiants, ainsi, sont encouragés à se rendre à l'étranger, parce qu'une expérience dans une autre culture forme la personnalité, l'esprit d'indépendance, renforce la capacité analytique et la faculté d'adaptation à des situations diverses. La connaissance des langues est aussi un critère d'embauche important dans les

entreprises en Suisse.

J'aimerais remercier ici le Département des Langues étrangères de l'Université de Kyoto Sangyo, et en particulier le Professeur Norio Shima pour l'organisation de ce symposium, le Professeur Shiro Okawa, de l'Université d'Aichi, Faculté de droit, spécialiste de l'histoire suisse, venu spécialement d'Aichi, le « Musubiwaza-kan Hall » et toute l'audience qui s'intéresse à la Suisse.

En vous remerciant à nouveau pour votre soutien, j'exprime le souhait que nous puissions rassembler nos forces afin de promouvoir les liens d'amitié qui nous unissent.

M. Miguel Perez-La Plante
Chargé de la culture et des affaires publiques
à l'Ambassade de Suisse au Japon

来賓挨拶

皆様、

京都産業大学のヨーロッパ言語学科の学科再編記念シンポジウムの開催にあたってスイス大使館を代表して（私の母語であるフランス語で）挨拶させていただくことはたいへん光栄に存じます。また、このシンポジウムのテーマにスイスを選んでいただきとても嬉しく思います。

今年は日本スイス国交樹立 150 周年を迎えています。公式ロゴを使用したイベントが 230 以上日本で行われています。中でも特にお勧めしたいのはその 150 周年を祝うために来年の一月神戸で開催されるフェルディナント・ホドラーという芸術家の展覧会とチューリッヒ美術館展です。

日本とスイスの関係は 1864 年の日瑞修好通商条約から始まります。日本では幕末に当たり、鎖国が終わり、日本が近代に入る時代であります。同じ時期にスイスが連邦国となり、新しい時代を迎えていました。小規模で、海に面していないにもかかわらず、スイスが日本へ両国の間に通商関係を樹立するために代表団を派遣します。それ以来できた絆が益々発達し、現在にいたっています。

毎年、約 300,000 人の日本人観光客がスイスを訪れています。山々、森林、湖、素晴らしい自然が多数の日本人観光客から愛されています。日本といくつかの文化的な共通点としては、清潔さ、細部にわたる気遣い、環境との調和への欲求があるでしょう。一方、地理的な類似点としては、スイスは観光資源が豊富であるものの、日本と同様、天然資源が比較的少なく、その歴史を通じて常に生存手段を確保することに気を使わなければならなかったということがあります。スイスは日本と違って地震がないものの、両国とも厳しく時に過酷な自然にさらされてきました。この面では、お互いの経験が役に立つでしょう。

2009 年以来両国の間に発効している自由貿易協定が経済的なレベルでの相互利益の

関係を証明しています。数年前から科学技術交流も益々盛んになっています。

スイスは一致した一つの国ではなく、多数の宗教、4つの公用語、独立した26の州でできている連邦国であります。それぞれの時代を経て、スイスは「永世中立」を保つ独自の外交技術を育て続けています。欧州連合（EU）とは違った独自の政策を行っているのです。たった10年前に国際連合（国連）に加盟したにもかかわらず、以前より様々な国際組織を迎え入れています。

私共にとって、次の世代のため、要するに我が国の未来のために、力を注いでいくことが肝要です。スイス国内でお互いに理解しあうためだけでなく、私達の視野をひろげ、他国の文化を理解するためにも、言語を習うことは不可欠です。それゆえ、我々は学生たちに外国への留学を推奨しています。異国の文化と触れることによって彼らの人格を成長させ、自主性を育て、様々な場面での判断能力を高めるからです。言語の知識は、我が国の企業において雇用の重要な基準にもなっています。

この場を借りて、このシンポジウムを主催された島憲男教授をはじめとして、京都産業大学の外国語学部、愛知大学法学部のスイスの歴史がご専門の大川四郎教授、スイスに興味を持って本日ここに足を運ばれた皆様に、あつく御礼を申し上げるとともに、これからも皆様の協力を得て両国の友好関係が益々発展するようにと願っております。

ご清聴ありがとうございました。

ミゲル・ペレス＝ラ プラント

スイス大使館文化・広報部長

日本語訳：アンドレ・ジェモン

フランス語専攻教授

スイスの言語事情・スイスのフランス語・ロマンシュ語

平塚 徹

ここでは、まず、スイス全体の言語事情を概観した上で、スイスのフランス語とロマンシュ語について見ていく。スイスのドイツ語およびイタリア語については、それぞれ、ドイツ語専攻の島憲男先生とイタリア語専攻の内田健一先生にお話を願います。

スイスの言語事情

スイスはドイツ語・フランス語・イタリア語・ロマンシュ語の4言語を国語および公用語としている¹⁾。ドイツ語は国土の中央部のかなりの部分で使われ、話者数もスイスの人口の64.5%に相当し、圧倒的に多い。フランス語は西部において使われていて、話者数は22.6%で、ドイツ語よりはるかに少ない。イタリア語は南東部のティチーノ州およびグラウビュンデン州（イタリア語ではグリジョーニ州）の一部で使われていて、話者数は8.3%とさらに少ない。ロマンシュ語はグラウビュンデン州で使われているが、話者数は0.5%とごくわずかである²⁾。

このような母語話者数の違いにもかかわらず、スイスはこれらの4言語を国語および公用語として認めているが、そのことは例えばスイスの紙幣にこの4言語が等しく記されていることに如実に現れている（図1）。フランス語・イタリア語・ロマンシュ語が互いによく似ているのに対し、ドイツ語がかなり異なっているが、これは前者三言語が

1 スイス連邦憲法第4条はスイス連邦の国語をドイツ語・フランス語・イタリア語・ロマンシュ語と定めている。また、第70条第1項はドイツ語・フランス語・イタリア語を公用語とし、加えて、ロマンシュ語話者と意思疎通する場合にはロマンシュ語も連邦の公用語であるとしている。

2 <http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/en/index/themen/01/05/blank/key/sprachen.html>

ここで、「話者数」とは、当該言語を主に使用する人の数である。国語以外の言語を主に話す移民がいることなどにより、合計は100%にならない。

全てラテン語に由来するロマンス語であるのに対して、ドイツ語だけがゲルマン語であるからである。



図1 スイスの10フラン紙幣³⁾

紙幣の場合には4言語を記載するスペースがあるが、硬貨には、CONFEDERATIO HELVETICA、あるいはHELVETIAという記載しかない(図2および図3)。これはラテン語で、「スイス連邦」ないし「スイス」の意である。図3の10ラッペン硬貨には通貨単位が記されていないが、これはスイス・フランの補助単位「ラッペン」の略号が言語によって異なるので⁴⁾、やはり公平性のために省略していると思われる。

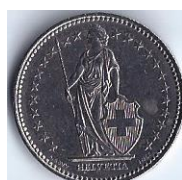


図2 スイスの1フラン硬貨



図3 スイスの10ラッペン硬貨

3 表にはフランス語とイタリア語で、裏にはドイツ語とロマンシュ語で、以下のように、「スイス銀行 10フラン」と書かれている。

フランス語 BANQUE NATIONALE SUISSE / Dix Francs

イタリア語 BANCA NAZIONALE SVIZZERA / Dieci Franchi

ドイツ語 SCHWEIZERISCHE NATIONALBANK / Zehn Franken

ロマンシュ語 BANCA NAZIUNALA SVIZRA / Diesch Francs

4 スイス・フランの補助単位は、ドイツ語で「ラッペン (Rappen)」、フランス語で「サンチーム (centime)」、イタリア語で「チェンテージモ (centesimo)」、ロマンシュ語で「ラップ (rap)」であり、共通の略号を作ることができない。

HELVETIA の表記は切手にも使われている。国際標準化機構の国名コード ISO 3166-1 では、スイスは2文字によるコードで CH、3文字によるコードで CHE となっているが、これも *Confederatio Helvetica* の略である。このため、スイスのサイトはアドレスが「.ch」で終わっているのである。このように、1言語しか使えない場合には、4言語の平等性を維持するために、ヨーロッパのかつての共通語だったラテン語を用いているのである。

ところで、2014 年は、ヨーロッパでの分離独立運動のニュースが目立った。先ず、9 月 18 日にはスコットランドでイギリスからの分離独立を問う住民投票が行われた。反対派が勝利したものの、分離独立を求める声が強いことが分かった。その後、今度はスペインのカタルーニャ自治州が分離独立を問う住民投票を行おうとしたが、中央政府が憲法裁判所に訴えて阻止したのに対して、自治州側が意見調査という名目で非公式の投票を行うということがあった。スコットランドの住民投票についてカタルーニャでの投票があり、ヨーロッパで分離独立運動が盛んになっているとの印象が深まったが、以前より対立が非常に深刻なものとしてベルギーのフランデレン地域の分離独立運動がある。ベルギーは、南部がフランス語圏、北部がオランダ語圏だが⁵⁾、後者にあたるフランデレン地域の分離独立運動は、「言語戦争」と呼ばれるほど熾烈なものとなっている。これは、言語圏の対立であるが、スペインからの分離独立運動が起きているカタルーニャもカタルーニャ語圏であるし、イギリスからの分離独立を問う住民投票をしたスコットランドもかなり英語化しているとはいえ、もともとはスコットランド・ゲール語が使われていて、今でも特にヘブリディーズ諸島やスコットランド西海岸において話されている。このように見てくると、多言語国家の維持はなかなか困難なものであるように思われてくる。しかし、四つも国語および公用語を有する多言語国家スイスについては、ここまで深刻な国家分裂の危機の話を書かない。これはなぜだろうか。

すぐ思いつくことは、イギリス、スペイン、ベルギーが EU 加盟国であるのに対して、スイスはそうでないことである。分離独立をするということは、新たに国家を一つ建設するということだが、これはかなり大変なことであるはずだ。しかし、スコットランド、

5 首都のブリュッセルはオランダ語圏の中にあるが、オランダ語とフランス語の両方が使われている。また、フランス語圏の東部にドイツ語圏もある。

カタルーニャ、フランデレン地域については、分離独立後もそのまま EU に留まれば、国家運営の一部は EU が肩代わりしてくれることが期待できる。また、EU がある状況では中央政府はむしろ余計なものにさえなってくる。よって EU が分離独立運動を盛んにする要因になっていると考えることができるが、これはスイスには当てはまらないのである。

しかし、このような説明はかなり表面的なものではないかと思われる。というのは、分離独立運動の問題は、国家の歴史的な成り立ちに端を発していると考えられるからである。スコットランドがイギリスの一部になっているのは、王位継承の結果によりスコットランドとイングランドが同君連合となり、その後、グレートブリテン連合王国となったからである。しかし、王国の中心はイングランドにあり、スコットランドには不公平感がある。カタルーニャがスペインの一部になっているのは、カタルーニャ・アラゴン王家とカスティーリャ王家の婚姻と王位継承の結果である。このようにしてできたスペイン王国においては、カスティーリャが中心となり、カタルーニャは一地方となっていた。現在では、カタルーニャ自治州としてスペイン語とともにカタルーニャ語を公用語とするに至っているが、スペインの中で独自のアイデンティティを持ち、ナショナリズムが強い。ベルギーは 1830 年にオランダから独立したが、その経緯からフランス語を唯一の公用語としていた。しかし、オランダ語圏の不満が高まっていき、地域毎にオランダ語、フランス語、ドイツ語を使用することになった。そして、連邦制へと移行したが、オランダ語圏とフランス語圏の対立は続いている。

スイスのなりたちは、イギリス・スペイン・ベルギーのこのような成り立ちとはかなり異なっていると言える。そもそも、スイスは、ウーリ・シュヴィーツ・ウンターヴァルデンの原初三州が 1291 年結んだ永久同盟にさかのぼるとされている。その後、数世紀に亘って少しずつ同盟する州が増えて次第に現代のスイスへと拡大していくのである。その過程は非常にゆっくりとしており、独立性の高い 26 の州からなる極めて分権的な連邦国家を作り上げてきた。このことが、他言語国家スイスが分離独立の危機に至らずに存続している大きな理由であろう。

スイスのフランス語

今回、スイスのフランス語について話すということでかなり困った。というのも、スイスのフランス語はフランスのフランス語とさして変わらないからだ。もちろん、それなりに違いはあるが、それは語彙レベルに集中している⁶⁾。面白い話もあるが、その面白さはフランス語を知っていることが前提になる⁷⁾。何とかその面白さが伝わるように工夫しようとしたが、なかなか難しい。

スイスのフランス語のこのような状況は、スイスのドイツ語と比べると極めて対照的である。スイスのドイツ語圏では、人々の母語はスイス・ドイツ語であり、標準ドイツ語は学校で習うのである。また、家族や友人とはスイス・ドイツ語で話すのだが、読み

6 スイスのフランス語の語彙を集めたものとして、次の文献を挙げておきたい。

Georges Arès (1994) *Parler suisse, parler français*, Vevey: Éditions de l'Aire.

7 スイスのフランス語の特徴としてもっともよく言及されるのが、数詞である。標準フランス語では 70、80、90 が二十進法による言い方になっているのに対して、スイスのフランス語では本来の古い言い方が残っている（ただし、*huitante* は、もともとは、*octante* であった (*Dictionnaire historique de la langue française* (1998) Paris: Le Robert, s.v. *octante*))。

	標準フランス語	スイスのフランス語
70	soixante-dix (60+10)	septante
80	quatre-vingt (4×20)	huitante
90	quatre-vingt-dix (4×20+10)	nonante

しかし、これはスイスに限ったことではない。*septante* と *nonante* はベルギーにおいても残っている。また、*septante* はフランス東部にも残っている (*Dictionnaire historique de la langue française* (1998) Paris: Le Robert, s.v. *septante*)。

次によく言及されるのが、食事の言い方であり、標準フランス語とはひとつずつずれている。

	標準フランス語	スイスのフランス語
朝食	petit-déjeuner	déjeuner
昼食	déjeuner	dîner
夕食	dîner	souper

標準フランス語においては *déjeuner* が「朝食」から「昼食」に、*dîner* が「昼食」から「夕食」になったのに対して、スイスでは以前の状態のままなのである。しかし、これもベルギーやケベック（カナダ）のフランス語でも同じであるし、実は、フランス国内でも多くの地方でそうである (Pierre Rézeau (ed.) (2001) *Dictionnaire des régionalismes de France : géographie et histoire d'un patrimoine linguistique*, Bruxelles: Duculot, s.vv. *dîner*, *souper*)。

これらの例は、スイスのフランス語の特徴とされるものが、実は、必ずしもスイスのフランス語に固有のものとは限らないことを示している。

書きは標準ドイツ語で行う⁸⁾。私的な場面での会話には母語が使われるのに対して、公的な場面では教育によって習得される正式な言語が使われるという状況は必ずしも珍しいものではなく、これを社会言語学者ファーガソンは「ダイグロシア」と名付けた。スイスのドイツ語圏は、ファーガソンが挙げたダイグロシアの代表的な四例のひとつである⁹⁾。

スイスのドイツ語はドイツのドイツ語と乖離しているのだが、これに対して、スイスのフランス語はフランスのフランス語とあまり異なっていないのである。そこで、ここでは発想を変えて、スイスのフランス語がフランスのフランス語とそれほど異なっていないのはそもそもなぜなのかということを考えることにした。

さて、確かに現在においてはスイスのフランス語はフランスのフランス語と大して変わらないのだが、元からこうだったわけではない。かつては、フランスにおいてさえも、地域によって異なる言語が話されていたのである。中世においては、フランスの北部ではオイル語が、南部ではオック語が、東部中央ではフランコ・プロヴァンス語が話されていた。さらには、北西部のブルターニュ地方ではブルトン語が、南西部のバスク地方ではバスク語が、南部の北カタルーニャ地方ではカタルーニャ語が、北部のフランス領フランドル地方ではフラマン語が話されていた。フランス北部のオイル語が現代のフランス語の元なのだが、それも一様ではなく、地域によって様々な方言が存在した。そして、現代のスイスのフランス語圏はといえば、かなりの部分でフランコ・プロヴァンス語（アルピタン語）が話されていたのである¹⁰⁾。

しかし、現代のフランスにおいては、地方に少数言語が残っているが、全国どこでも標準フランス語が話されているのである¹¹⁾。そして、スイスのフランス語圏でも標準フランス語とあまり変わらないフランス語が話されているのである。なぜ、このようになったのであろうか。スイスは一旦置いて、まずはフランスについて見てみる。

8 スイスにおけるスイス・ドイツ語と標準ドイツ語の使用域の詳細については、本論集所収の島憲男「スイスのドイツ語 (Schweizerdeutsch)」を参照されたい。

9 Ferguson, Charles A. (1964) "Diglossia", in Dell Hymes (ed.) *Language in Culture and Society*, New York: Harper & Row, pp.429-439.

10 例外はジュラ州で、オイル語のフランシュ・コンテ方言が話されていた。

11 ただし、フランス国内のフランス語に地理的変異がないわけではない。例えば、注7を参照されたい。

フランスという国は、百年戦争（1339-1435）によりイングランドの勢力を国内から排除して成立したと言える。この戦争の結果、封建貴族が弱体化し、国王による中央集権化が進んでいく。そして、司法や行政においてラテン語に代えてフランス語を使うように定めたヴィレル＝コトレの勅令が1539年にフランソワ一世によって発せられる¹²⁾。これは、司法言語・行政言語をラテン語からフランス語に代えることを意図していたのだが、それと同時にフランスのあらゆる地域言語も排除することにもなった。これ以降、フランス語はフランスの国語へとになっていく。その後、絶対王政とともに中央集権化が更に進んでいくが、1789年のフランス革命により王政が終わる。そして、フランスは同質な国民からなる「国民国家」（ネーション・ステイト）へとになっていくのである。国民が同質であるということは、同じ一つの文化、歴史、そして言語を共有することである。現実には、フランスには様々な地域言語が存在していたのだが、それを駆逐するようにフランス語を浸透させていったのである。こうして、フランスは「国民国家」のモデルになっていくのであるが、これはまさしくスイスとは全く異なった国家のあり方である。今回のシンポジウムの冒頭の挨拶で、スイス大使館文化・広報部長ペレス氏は、「スイスは本当には『ネーション』ではない」と仰っていたが¹³⁾、まさしくスイスは四つの異なる言語圏からなっており、フランスをモデルとする「国民国家」（ネーション・ステイト）とは正反対の国なのである。政治や行政に関しても、スイスは独立性の高い26の州からなる極めて分権的な連邦制国家であるのに対して、フランスは反対に中央集権国家の代表例なのである。フランスはフランス語を全国民に浸透させていながら、次第に地域言語を駆逐していった。現在でも地域言語は少数言語として残っており、近年は見直されてきている。しかし、フランスは、欧州地域少数言語憲章に署名はしているものの、共和国の言語はフランス語であると定めるフランス共和国憲法第2条に反するとして¹⁴⁾、批准していない。これは、フランスの地域言語に対する態度

12 2015年1月、パリで起きたシャルリ・エブド襲撃事件の容疑者が、逃亡中にヴィレル＝コトレのガソリンスタンドで食料品を奪うという事件があった。日本の多くの新聞は「ビレコトレ」と表記していたが、これはヴィレル＝コトレの勅令が発せられたヴィレル＝コトレである。

13 原文は *La Suisse n'est pas vraiment une « nation »* である。和訳では「スイスは一致した一つの国ではなく」と訳されている箇所である。

14 ただし、第75条の1では、地域言語はフランスの遺産に属すると定めている。

を如実に示している。

他方、フランス語はフランスの隆盛とともに国外においてより一層の発展を遂げる。中世においてはラテン語が国際語であったが、フランス語がそれにとって代わるのである。これとともに、フランス語はヨーロッパの知識階級や上流階級に浸透していく。今回、そのことを示す例として、イタリア語専攻・小林教授が「ヨーロッパの文学」で取り上げたと聞いたので、トルストイの『戦争と平和』を挙げる。このロシアの文豪の小説はロシア語とフランス語で書かれている。特に会話文においてフランス語が使われている。というのは、当時のロシア貴族はフランス語を常用していたからである。

以上のような背景的事情の中で、フランス東部中央やスイス西部で話されていたフランコ・プロヴァンス語も次第にフランス語にとって代わられていったのである。その結果、フランコ・プロヴァンス語は危機言語となっており、ユネスコによると消滅危険度は「危険」である¹⁵⁾。スイス西部においてフランス語が使用されるようになっていくのには、もっと細かい経緯もあるのだが、大局的に見れば、上述のよう状況が背景的要因として大きかったと考えられる。

以上、スイスのフランス語がフランスのフランス語と余り異ならないのはなぜかということを考えてきたが、最後に、このことが多言語国家スイスにとってどのような意味を持っているかについて述べておきたい。スイスは、ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロマンシュ語の4言語を国語および公用語としているが、各言語の話者数には著しい不均衡が見られる。ドイツ語話者は、スイスの人口のほぼ3分の2に相当し、圧倒的に多い。それに比べると、フランス語話者数はドイツ語話者数の約3分の1程度である。イタリア語話者は更に少なく、ロマンシュ語話者に至っては極わずかである。つまり、ドイツ語話者が他の言語の話者に比べて圧倒的多数派なのである。普通に考えると、ドイツ語の一人勝ちになってもよさそうな状況である。しかし、先に述べたように、スイスのドイツ語圏においては、人々の母語は標準ドイツ語とはかなり異なったスイス・ド

15 <http://www.unesco.org/languages-atlas/>

ちなみに、注10で言及したフランシュ・コンテ方言の消滅危険度は「重大な危険 (severely endangered)」である。

イツ語であり、標準ドイツ語は学校で習うのである。つまり、彼らの母語はドイツに繋がっていない。これに対して、スイスのフランス語話者は母語がそのままフランス語圏に繋がっているのである。このことは、スイスにおけるドイツ語話者数とフランス語話者数の不均衡を帳消しにして、両言語の間に微妙なバランスをもたらしているのである。つまり、ドイツ語の一人勝ちを妨げていると言えるのである。これは、さらなる少数派のイタリア語やロマンシュ語が尊重されているのにも寄与している。よって、スイスが4言語を国語および公用語とする多言語国家としてあることの要因の1つにすらなっていると考えられるのである。

ロマンシュ語

ロマンシュ語は、イタリア語・スペイン語・フランス語・ポルトガル語などと同じくラテン語に由来するロマンス諸語のひとつである。スイスのグラウビュンデン州の限られた地域でのみ使用されていて、ゲルマン語派のドイツ語に大きく影響されていて興味深い言語である。

スイスは、このロマンシュ語をドイツ語・フランス語・イタリア語と並ぶ国語および公用語としているが、話者数はスイスの人口のわずか 0.5%に過ぎない。しかも、移民の言語も含めると、ロマンシュ語の話者数は 10 位に過ぎない¹⁶⁾。しかし、ロマンシュ語は国外では話されておらず、その意味でスイス固有の言語であると言える。スイスがロマンシュ語を国語および公用語のひとつと認めるに至ったのも、連邦制国家としてそれぞれの言語を尊重しようとしていることはもとより、ロマンシュ語がスイス固有の言語であると認識してのことである¹⁷⁾。

ロマンシュ語は、北イタリアのフリウリ語やドロミテ語とともにレト・ロマンス語群

16 <http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/en/index/themen/01/05/blank/key/sprachen.html>

17 ティチーノ州やグラウビュンデン州にはロンバルド語という方言群もあるが、これには国語や公用語の地位は認められていない。このことは、この方言群がイタリアのロンバルディア州にも存在しており、スイス固有の言語と見なされなかったことも理由になっていると思われる。なお、ロンバルド語話者が書き言葉にはイタリア語を用いていることもロンバルド語に公的な地位が認められない理由になっていると思われる。これは、スイスのドイツ語圏における標準ドイツ語とスイス・ドイツ語の関係と平行的であり、ダイグロシアの状態にあると考えられる。

に属するとされている。しかし、これらの言語が共有している特徴は少なく、むしろ北イタリアの諸方言との結びつきの方が強いという反論もある。このような反論は、ロマンシュ語をイタリアの方言のひとつとして位置付け、ロマンシュ語圏をイタリアに併合すべきだという考えにつながるものである¹⁸⁾。スイス国民がロマンシュ語を国語と認めたのには、このような考えに対して、スイスの国土を守ろうとする意図も働いていた。

しかし、必ずしもロマンシュ語という単一の言語が存在しているわけではない。というのは、地域によって異なる方言が話されているからである¹⁹⁾。ロマンシュ語の存続には標準語が必要との認識から、ロマンチュ・グリシュンという標準語が作られたが、それぞれの方言話者には違和感があり、強い反発もある。

ロマンシュ語は、グラウビュンデン州の複数の自治体において公用語とされており、また、小学校で教えられている。メディアでもロマンシュ語は用いられていて、La Quotidiana というロマンシュ語日刊紙が発行され、ドイツ語紙 Engadiner Post もロマンシュ語ページを設けている。スイス国営放送局内には Radiotelevisiun Rumantscha というロマンス語放送局があり、ドイツ語放送局の Radio Engiadina もロマンシュ語放送を行っている。

少数言語研究団体により運営されているウェブサイト「エスノログ」では²⁰⁾、各言語の地位を EGIDS (Expanded Graded Intergenerational Disruption Scale) を用いて評価している。この尺度は、言語の世代間継承への障害の大きさを 13 段階で表すものである。これによれば、ロマンシュ語の評価はレベル 4 という少数言語にしては高い評価である。標準語が作られていること、小学校で教えられていること、行政やメディアでも使用されていることからこの評価になるものと思われる²¹⁾。

しかしながら、ロマンシュ語の存続が保証されているかというと、そうでもない。世

18 Ricarda Liver (1999) *Rätoromanisch : Eine Einführung in das Bündnerromanische*, Tübingen: Gunter Narr, pp.16-17

19 グラウビュンデン州の西から東に向かって、スルシルヴァ方言・ストシルヴァ方言・スルミラン方言・ピュテール方言・ヴァラデル方言が存在している。

20 <http://www.ethnologue.com>

21 ちなみに、公的な地位のないスイス・ドイツ語はレベル 5 という評価である。ロマンシュ語よりはるかに話者が多いにもかかわらず、その地位はより低いとされているのである。

界の言語の半数は 22 世紀の初めまでに消滅すると予想されており、ユネスコは言語の消滅危険度を「脆弱・危険・重大な危機・極めて深刻・消滅」の 5 段階で評価しているが、ロマンシュ語の消滅危険度は「危険」である。これは、子供がその言語をもはや家庭で母語として習得していないという状態である²²⁾。なぜ、このようになってしまうのであろうか。確かにロマンシュ語は小学校で教えられている。しかし、ほとんどはドイツ語の方が流暢になるのである。そのため、家庭での母語としての習得が望めないということであろう²³⁾。このような危機的な状況に対して、スイス連邦やグラウビュンデン州の言語政策がどのような成果を出せるのか、注目していきたい。

22 <http://www.unesco.org/languages-atlas/>

ちなみに、スイス・ドイツ語の消滅危険度は「脆弱」である。これは、多くの子供が話すが、使用域が限られているという状態である。

23 Tapani Salminen (2007) “Europe and North Asia,” in Christopher Moseley (ed.) *Encyclopedia of the world's endangered languages*, London & New York: Routledge, pp.211–280.

スイスのドイツ語 (Schweizerdeutsch)¹

島 憲男

1 はじめに

内陸国家としてヨーロッパ中央に位置するスイス連邦は、1864年2月6日に日本（当時は江戸幕府）と日瑞修好通商条約を締結し、公式に国交を樹立した。2014年は両国間に国交が樹立してから150周年目を迎えた記念の年でもあった。スイス連邦は、よく知られているように欧州連合（EU）には加盟せず、独自の政治・経済体制を保っている。さらに言語使用の観点から捉えると、ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロマンシュ語（レトロマンシュ語）の4言語を国語/公用語²とする多言語国家でもあり³、2014

¹ 本稿は、ヨーロッパ言語学科主催・スイス大使館後援で2014年12月13日にむすびわざ館ホールにて開催された京都産業大学外国語学部学科再編記念シンポジウム「スイスの魅力を再発見：ヨーロッパとの新しい出会い 日本スイス国交樹立150周年記念」で行った口頭発表に加筆修正を行ったものである。口頭発表後に貴重なコメントを多数下さった同僚諸氏や参加者の方々に心より感謝する。中でもシンポジウムの記録集を作成する際に改良するべき点を指摘下さった小林満教授、本稿完成までに原稿に何度も目を通し、建設的な議論を通じて多くの示唆を与えてくれた島令子氏の協力は特記して謝意を表したい。

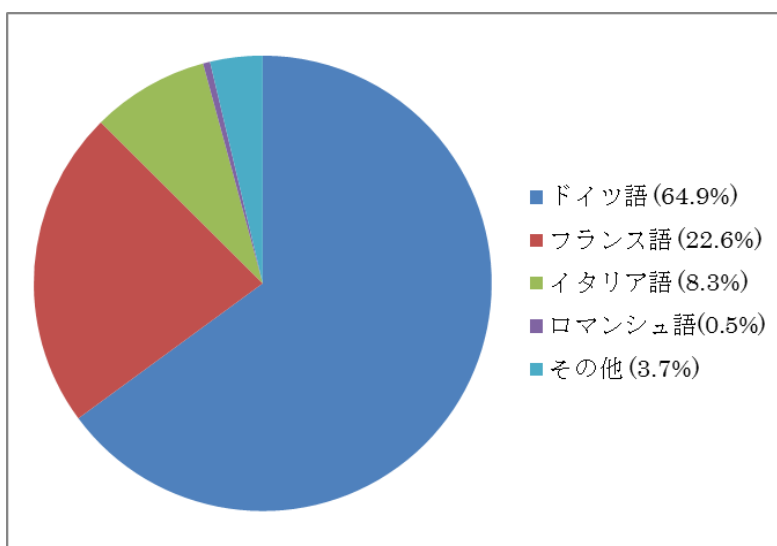
² 熊坂（2004: 30, 注2）では、Sieber/Sitta (1986)の研究に基づき、公用語を「コード化された言語である標準語のみをさす」ものと捉え、国語は「それ [= 公用語]に加えて方言のように文書では用いない、多様性のある言語も意図する」としている（熊坂亮（2004）、「ドイツ語圏スイスの言語状況—方言意識と言語使用」、北海道大学独語独文学研究年報31, 30-46.）。これに従えば、高橋（2008: 71）が記すように、「スイス連邦には、ドイツ語、フランス語、イタリア語、レトロマンシュ語の4つの国語(Landessprache)があるが、連邦レベルで使用される公用語(Amtssprache)はドイツ語、フランス語、イタリア語の3言語である」ということになる（高橋秀彰（2008）、「ドイツ語圏スイスにおける言語状況：標準変種の規範化と方言の拡大」、関西大学外国語教育研究15, 71-85.）。なお、スイスの公式情報サイトwww.swissworld.orgでも「4つの国語」という表現をサイトの見出しに使用している（国民>言語>4つの国語）。

³ スイス連邦の国語/公用語は、スイス連邦憲法第4条、および第70条第1項に規定されている。なお、州の公用語を決定する権限は各州が有することを憲法第70条第2項が規定している（熊坂亮（2011）、『スイスドイツ語：言語構造と社会的地位』、北海道大学出版会（北海道大学大学院文学研究科研究叢書20）、

年 4 月に誕生したヨーロッパ言語学科の専攻言語 3 つがそこには含まれている⁴。

ここでは、スイス 26 州のうち最も多くの州が公用語としているドイツ語⁵を取り上げ (グラフ 1 参照)、その特徴を簡単に紹介してみたい。

グラフ 1⁶



2 ドイツ語とは？

スイスのドイツ語を紹介する前に、まずドイツ語とはどのような言語であるかを簡単に例示して、紹介したい⁷。

12 頁注 1-3 参照)。

⁴ ロマンシュ語 (レトロロマンス語) の詳細については、河崎靖・坂口友弥・熊坂亮・Jonas Rüegg (2013) . 『スイス「ロマンシュ語」入門』。大学書林。を参照。

⁵ ドイツ語のみを公用語としている州は (1) アールガウ、(2) アッペンツェル・インナーローデン、(3) アッペンツェル・アウサーローデン、(4) バーゼル・ラントシャフト、(5) バーゼル・シュタット、(6) グラールス、(7) ルツェルン、(8) ニトヴァルデン、(9) オブヴァルデン、(10) ザンクトガレン、(11) シャフハウゼン、(12) シュヴィーツ、(13) ソロトゥルン、(14) トウルガウ、(15) ウーリ、(16) ツーク、(17) チューリヒの 17 州で、ドイツ語に加えてフランス語も公用語としている州は (18) ベルン、(19) フリブール、(20) ヴァリスの 3 州、ドイツ語・イタリア語・レトロロマンス語を公用語としているのは (21) グラウビュンデンの 1 州で、残りの 5 州では公用語にドイツ語は含まれていない (熊坂亮 (2011: 12、注 3))。なお、一般的にドイツ語を公用語とする州は、「ドイツ語使用地域」あるいは「ドイツ語圏スイス」と呼ばれる (同掲書、1 頁)。

⁶ <http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/en/index/themen/01/05/blank/key/sprachen.html> (スイス連邦統計局) のデータに基づき作成 (2014 年 12 月 8 日確認)。

⁷ ドイツ語を概観するには、下宮忠雄 (2003) . 『ドイツ語とその周辺』。近代文芸社 (近代文芸社新書) . や清野智昭 (2005) . 『ドイツ語のしくみ』。白水社。などが便利である。

ドイツ語は、インド・ヨーロッパ語族のゲルマン系言語で、英語やオランダ語などと
ともに西ゲルマン語派に属し、ドイツ連邦共和国・オーストリア共和国・スイス連邦・
ルクセンブルク大公国・リヒテンシュタイン公国で公用語として話されている⁸。大学
入学までに英語を6年間（以上）学んでくる我々日本人にも、ドイツ語は「英語の兄弟
言語」として馴染みやすい部分が多いと思われる⁹。また、発音には一定の規則性があ
り、「原則はローマ字読み」であるため、一度慣れてしまうと意外と簡単である。

(1) ドイツ語と英語の比較

- | | | | | | | |
|----|------|---|--------|--------|---------|----------------------|
| a. | ドイツ語 | : | Name, | Rose, | Lippe, | Gast, ... |
| | 英語 | : | name, | rose, | lip, | guest ... |
| b. | ドイツ語 | : | Mein | Name | ist | Norio Shima. |
| | 英語 | : | My | name | is | Norio Shima. |
| c. | ドイツ語 | : | Ich | habe | ein | Buch. |
| | 英語 | : | I | have | a | book. |
| d. | ドイツ語 | : | Stille | Nacht, | Heilige | Nacht! ¹⁰ |
| | 英語 | : | Silent | night, | Holy | night! |

3 スイスドイツ語とは?

スイスドイツ語とは、その名の通り、スイスで話されているドイツ語であるが、実は
ドイツ語には地域毎に話される固有の言語変異（＝方言）が多数存在し、スイスでも特

⁸ フランスのアルザス地方やイタリアの南チロル地方、ベルギー、ルーマニア、ポーランド、アメリカ、
アルゼンチン、ブラジル、カナダなどにも母国語話者、あるいは第2言語話者が少数ながらも存在する
（Bußmann, Hadumod (2002). *Lexikon der Sprachwissenschaft*. Stuttgart: Kröner 158-160 頁参照）。

⁹ 英語がその長い歴史の中で、文中で名詞が果たす役割（＝格）を表示する機能を語形変化から主として
語順に変化させてきたのに対し、ドイツ語では今なお格表示を語形変化で示している。このことは英語
と比較した場合、一方で修得すべき格変化が豊富であることを意味し、他方では必ずしも文を主語から
始める必要がなく、話者や書き手の必要に応じた多様なニュアンスを語順で表現することが可能である
ことを示している。また、ドイツ語では、フランス語やイタリア語と同様、完了形を構成する助動詞に
2系列あり、英語（イギリス英語での一部の用法を除く）の場合と異なるなど、両言語間での違いも決
して少なくない。

¹⁰ オーストリアの教会音楽家グルーバーが作曲したこのクリスマスキャロルは、日本語では「清しこの夜」
と呼ばれ、親しまれているが、ドイツ語の ”Stille Nacht, Heilige Nacht”（静かな夜、聖なる夜）が原題。

有のドイツ語（＝スイスドイツ語）が話されている¹¹。スイスの公式情報サイトで紹介されている「ドイツ語のスイス方言」（＝スイスドイツ語）の記述からは以下のような特徴が読み取れる。

(2) ドイツ語のスイス方言¹²

- ・ 標準語はなく、州や地域によって、固有の方言がある
- ・ 標準ドイツ語とはかなり違う
- ・ 子供達は学校で標準ドイツ語を習う（標準ドイツ語は、いわば初めて学ぶ外国語のようなもの）
- ・ 大概のドイツ語圏の人々は、他の地方の方言を理解できる
- ・ 新聞、雑誌、大半の書物は、標準ドイツ語で書かれている
- ・ 2002 年のアンケートによれば、一番人気のスイス方言はベルン方言である

一般向けに公開されているこの情報サイトからの記述にも、熊坂（2011: 1）がスイスドイツ語に関して「特徴的であり、研究対象として注目に値する」と指摘する 2 つの観点が十分読み取れる。それは、スイスドイツ語の「言語構造」と「社会的な位置づけ」である。前者は標準ドイツ語との相違点やスイスドイツ語内部での方言間の差異に関わる問題で、後者は、ドイツ語圏スイスにおいてスイスドイツ語がどのような言語状況におかれているかに関わる問題である。

3.1 言語構造からみたスイスドイツ語¹³

ここでは標準ドイツ語とスイスドイツ語（チューリヒ方言）との相違点を音韻、語彙、形態、統語の各レベルに分けて具体的に紹介していく。

¹¹ スイスドイツ語も 1 言語の名称ではなく、いくつかの方言をまとめた総称的な概念である。熊坂（2004: 30-31; 2011: 第 2 章）によれば、スイスドイツ語は全体としてアレマン方言に属するが、アレマン方言の下位区分にあたる「低地アレマン方言」、「高地アレマン方言」、「最高地アレマン方言」の 3 方言の言語的特徴により、厳密には (1) 低地アレマン方言に属するもの、(2) 高地アレマン方言に属するもの、(3) 最高地アレマン方言に属するもの、(4) 高地アレマン方言と最高地アレマン方言の双方の特徴を有するものの 4 区分がなされる。アレマン方言の分類および個々の方言の分類については、熊坂（2011: 15、図 4）を参照。

¹² http://www.swissworld.org/jp/people/language/swiss_german/ からの情報に基づく（2014 年 12 月 8 日確認）。

¹³ この節の内容は、主として熊坂（2011）の第 3 章から第 6 章、および第 8 章に基づいている。

まず音韻レベルでは、スイスドイツ語には標準ドイツ語には存在しない音質が同定されている（熊坂 2011: 39-85 参照）。

(3) 音韻比較（スイスドイツ語 / 標準ドイツ語）

- a. Wätter / Wetter (天気), Täsche / Tasche (ポケット); Wäg / Weg (道), Mäl / Mehl (穀粉)
- b. schneie / schneien (雪が降る), Blei / Blei (鉛)
- c. Brief / Brief (手紙), liecht / leicht (軽い、容易な)
- d. Mueter / Mutter (母親), Bluet / Blut (血)

スイスドイツ語での ä は、標準ドイツ語と異なり、「さらに広い e」（熊坂 2011: 43）となり¹⁴、その長音は重複によって表示される (3a)。3b, c に示された二重母音 ei や ie は、標準ドイツ語ではそれぞれ [ai]、[i:] と発音されるが¹⁵、スイスドイツ語では文字表記に合わせて発音される。また標準ドイツ語には見られない二重母音の組み合わせ ue がスイスドイツ語には存在している。その他、閉鎖音 b, d, g は、標準ドイツ語とは異なり、スイスドイツ語では無声音となり、閉鎖音 p, t は気音を伴わずに発音される。

スイスドイツ語の語彙を考える際には、スイスの領内が通用範囲の語彙（以下 4a 参照）¹⁶と、スイスの一部の地域でしか用いられないものの区別が必要となる¹⁷。また、語彙自体は標準ドイツ語と同一であっても、異なる意味で使われる場合 (4b) や名詞の性が異なる場合 (4c) もある。

(4) 語彙比較（スイスドイツ語 / 標準ドイツ語）¹⁸

¹⁴ 発音記号では、英語の apple, ant, at などに見られる音と同じ記号に相当する。

¹⁵ 標準ドイツ語にあっても、例えば Familie, Lilie などの主として外来語語源の語彙の発音では、スイスドイツ語同様、長母音としてではなく、二重母音として発音されるものも存在する。

¹⁶ ドイツ南西部やオーストリアなどスイス以外のドイツ語圏とも共有されている語彙もある（熊坂 2011: 114-115 参照）。

¹⁷ 熊坂（2011）の第 6 章を参照。以下では、前者のタイプの語彙をいくつか紹介する。

¹⁸ 最も基本的な語彙の一部と考えられる数字にもスイスドイツ語と標準ドイツ語の間には違いが見られ、旅行者用の会話集にもそれが記載されている。ここでは、1-10 をスイスドイツ語 / 標準ドイツ語の順で記す。eis / eins, zwei / zwei, drü / drei, vier / vier, foîf / fünf, sâchs / sechs, siebe / sieben, acht / acht, nüün / neun, zäh / zehn （鈴木光子・W.ホーフシュトラッサー著（2002）．『写真対応 トラブらないトラベル会話ドイツ語 スイスを旅する』．三修社、127 頁）

- a. Camion / Lastkraftwagen (トラック)、Chauffeuse / Fahrerin (女性運転手)、Töff / Motorrad (オートバイ)、Jupe / Rock (スカート)、Velo / Fahrrad (自転車) ; parkieren / parken (駐車する) ; blutt / nackt (裸の)
- b. Anzug (書面により州議会に提出される動議 / 背広)、Bühne (納屋の屋根裏の干し草置き場 / 舞台)、Hausmeister[in] (家主 / 家屋の管理人、守衛)、Packung (手荷物 / 包装) ; fest (太った / 堅い)、streng (難儀な、骨の折れる / 厳密な、厳格な)
- c. der / die Couch (寝椅子)、der / das Taxi (タクシー)、die / das Foto (写真)、das / der Kamin (暖炉)

形態的側面からスイスドイツ語を標準ドイツ語と比べた場合、最も大きく異なる点は、スイスドイツ語が形態的な属格と動詞の過去形を欠くことであろう (熊坂 2011: 87-109 参照)。スイスドイツ語では、定冠詞・不定冠詞・形容詞など格変化を生じる全てのもので属格が存在せず、主格・与格・対格のみの格変化になるという (以下 5a 参照)。さらに人称代名詞を除けば、主格と対格が同形になることや、全ての動詞が共通して過去形を有さないこと、5b で示すように動詞の活用体系では 1 人称・2 人称・3 人称の複数形が同形になる (同掲書、95 頁) こと¹⁹などから、標準ドイツ語と比べるとスイスドイツ語では語形変化がずっと単純化されているということになる。

(5) 形態比較 (スイスドイツ語 / 標準ドイツ語)

- | | | |
|-------|----------------------|---|
| a. 主格 | de Maa / der Mann | e Frau / eine Frau |
| 属格 | ----- / des Menn[e]s | ----- / einer Frau |
| 与格 | em Maa / dem Mann | enere Frau, ere Frau ²⁰ / einer Frau |
| 対格 | de Maa / den Mann | e Frau / eine Frau |
-
- | | | | |
|-----------|-----------|------------------|--------------|
| b. 1 人称単数 | ich / ich | mach / mache | bi / bin |
| 2 人称単数 | du / du | machsch / machst | bisch / bist |

¹⁹ 厳密には、動詞が各人称の複数主語に対して同形になるかどうかには、地域差があるという (熊坂 2011: 20-24)。例えば、5b の mached はベルン方言では、mir mache, ir machet, si mache と人称変化し、標準ドイツ語同様、2 人称複数では他の 2 形と異なる形となる。

²⁰ スイスドイツ語の不定冠詞には、与格で長形と短形の 2 種類が存在するという (熊坂 2011: 90)。

3 人称単数	er / er	macht / macht	isch / ist
1 人称複数	mir / wir	mached / machen	sind / sind
2 人称複数	ir / ihr	mached / macht	sind / seid
3 人称複数	si / sie	mached / machen	sind / sind

統語レベルでの相違点は、以下の例文 6 が示す様に、スイスドイツ語では関係詞として **wo** が許されるが、標準ドイツ語ではそれが不可能であることなどが挙げられる²¹。標準ドイツ語では、先行詞である **Pendler** の性（男性）・数（複数）と、関係文中で主語（主格）として機能する定関係代名詞の **die** が選択され、**wo** を用いることはできないが、スイスドイツ語には定着した **wo** 関係節が存在し、「**pändler** が **wo vo deet uf Züri faared** によって、主格として関係節化されている」（熊坂 2011: 155）という²²。

(6) 統語レベルでの比較

a. [スイスドイツ語]

^{ok} Es hät ebe mee pändler, **wo** vo deet uf Züri faared als umgcheert. （熊坂 2011: 155）

b. [標準ドイツ語]

^{ok} Es gibt eben mehr Pendler, **die** von dort nach Zürich fahren, als umgekehrt. （同上）

* Es gibt eben mehr Pendler, **wo** von dort nach Zürich fahren, als umgekehrt. （同上）

3.2 スイスドイツ語の社会的な位置づけ

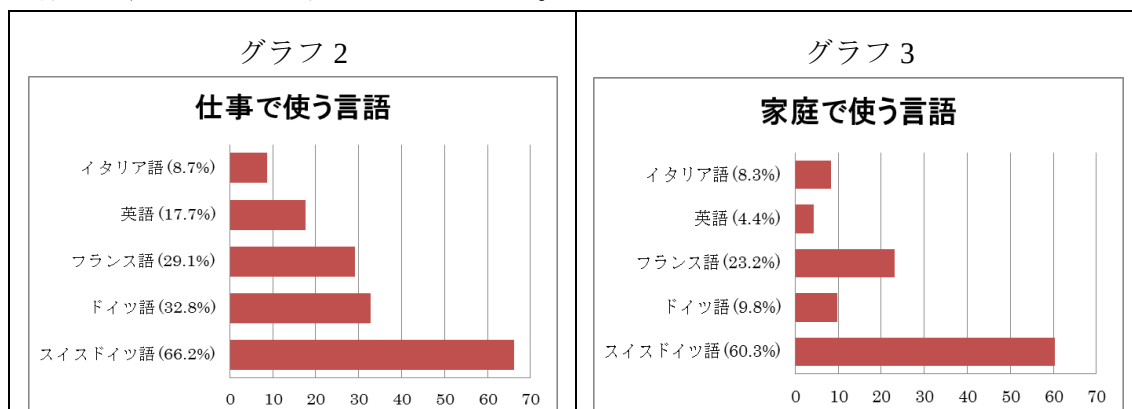
スイスドイツ語がどのような場面でどの程度実際に使用されているかを考える際に、スイス連邦統計局の 2012 年の統計資料は、大いに役立つ。以下の 2 つのグラフ²³が示すように「仕事で使う言語」（グラフ 2）も「家庭で使う言語」（グラフ 3）もスイスドイ

²¹ 統語レベルでのスイスドイツ語と標準ドイツ語の相違点として、熊坂（2011）では目的を表す不定詞表現（zum + 不定詞句）も検討している（第 7 章）が、この小稿では扱わない。なお、厳密に言えば、熊坂はスイスドイツ語の **wo** を標準ドイツ語の関係代名詞と機能上同等のものとは見なさず、統語的には補文標識と捉えられるものであると主張する（詳細は 167-178 頁参照）。

²² 日本語訳は次の通り。「そこから（vo deet / von dort）チューリヒへ（uf Züri / nach Zürich）移動する（faared / fahren）通勤者（pändler / Pendler）の方が、逆方向よりも（als umgcheert / als umgekehrt）多くいる（Es hät ebe mee / Es gibt eben mehr）。」

²³ <http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/en/index/themen/01/05/blank/key/sprachen.html>（スイス連邦統計局）からのデータに基づき作成（2014 年 12 月 8 日確認）。

ツ語が 6 割を超えてトップとなっている。



ここで興味深い点は、仕事で使用する言語として第 2 位の地位にあったドイツ語（＝標準ドイツ語）は、自宅のようなプライベートな空間では約 3 分の 1 強にまで減少している点で²⁴、劇的な変化の見られないフランス語やイタリア語の場合と大きく事情を異にしている。このような状況から、ドイツ語圏スイスでは、方言は「高い地位を得ている」（熊坂 2011: 183）と考えることができる。この点について、熊坂（2011: 3）はスイスドイツ語と標準ドイツ語との関係を以下のように記している。

あらゆる人間関係の中で（家族や友人との間はもちろん、雇用者と従業員、上司と部下、教師と生徒、店員と顧客などの間でも）、日常会話はもちろん、標準ドイツ語を話すべきとされる一部の公的な場（学校や放送、議会、教会など）においても、私的なやりとりが生じた場合や業務を離れた後であれば方言が用いられる。ドイツ語圏スイスにおける方言の地位に関してとりわけ特徴的なのは、あらゆる職業・学歴・社会階層の人々が方言を話すという点である。ドイツ語圏スイスでは、上流階級や知識人であっても方言を話すということが知られており、方言を話すことで教養のない者とみなされることもない。これはドイツ語圏の中でもスイスに特徴的で、他のドイツ語圏諸国では類を見ない状況である。

²⁴ 英語の場合はドイツ語よりもさらに減少率は大きく、約 4 分の 1 に激減している。

4 スイスドイツ語を体験する

シンポジウムの際には、口頭発表の最後に視聴覚資料として東京外国語大学言語モジュールの中から「チューリヒのドイツ語」を選び²⁵、実際に挨拶の場面を提示してスイスドイツ語を体験してもらった。このモジュールの中ではスイスドイツ語が文字化され、標準ドイツ語での表現も合わせて確認できるので、ぜひ一度自分の耳で試聴してみたい。

5 おわりに

標準ドイツ語とスイスドイツ語が異なる点を中心に、口頭発表ではスイスドイツ語を紹介したが、大学で学んでいる（標準）ドイツ語はドイツ語圏のどこに行ってもしっかりと通じるものであり、相手もそれにしっかりと対応してくれるはずのものである。スイス連邦の公用語を学んでいる学生たちは、以下の引用の「ドイツ語」を各自の専攻言語（あるいは英語）に読み替えて、是非在学中に一度スイス連邦を訪れて欲しいと思う。

... 多数の外国人が居住するスイスは、たくさんの言語や方言が飛び交っている国で、言葉に関してはとても寛容です。習いたてのドイツ語でしゃべっても、決して嫌な顔をされることなどありません。... スイスでは、「あの人は何語が上手か？」が問題ではなく、「何語で話せば通じるか？」がかんじんなのです。... 上手にしゃべる必要はありません。ドイツ語の語尾活用が少々怪しくても、遠慮はいりません。（鈴木光子・W.ホーフシュトラッサー著 2002: 6）

今回のシンポジウムでは、日頃まとめて伝えることのできないスイスのドイツ語について、参加者にできる限り具体的にイメージしてもらいたいと願って準備を始めたのだが、実際に発表の準備を進めていくうちにスイスドイツ語についての研究が日本国内でもかなり進んでいる状況に触れる事ができた。スイスドイツ語が標準ドイツ語と大きく異なる事は、以前より経験としては知っていたが、言語の様々なレベルにわたって、実

²⁵ http://www.coelang.tufs.ac.jp/mt/de-zh/dmod/class/ja_04.html（東京外国語大学言語モジュール チューリヒのドイツ語）

際にはどのように標準ドイツ語とは異なっているのかをこの機会にまとめて学べた事は、個人的には非常に大きな収穫であり、今ではスイスドイツ語について勉強する良い機会を与えられたと思っている。

最後に、改めてこのシンポジウムのためにご尽力下さった方々、特にスイス大使館およびミゲル・ペレス=ラ プラント文化・広報部長、愛知大学法学部の大川四郎教授、外国語学部事務室のみなさん、むすびわざ館のみなさん、そして素晴らしいスイスの写真を多数提供して下さいました学長室の大喜友里子さんに心より感謝をして、この小稿の終わりとしたい。

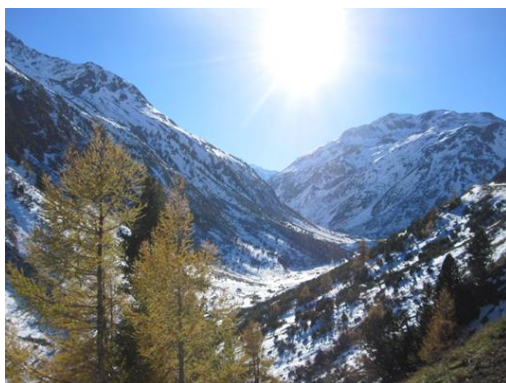
サン・モーリッツ湖



チューリヒのオペラハウス



ダボスの山々



街中でのアルプスホルン



*写真提供：大喜友里子氏

スイス・イタリア語圏と画家セガンティーニ

内田 健一

スイスというと、私がまず思い出すのはセガンティーニという画家である¹。例えば、1896 年の《春の牧場 (*Pascoli di primavera*)》は、画面下側の 3 分の 2 を草原が占め、左上に遠景として雪の残る険しいアルプスの山頂がそびえる。前景の中央では、白い牛の親子が太陽の光を浴びながら、のんびりと草を食べている。よく見ると、草原の左端や中央の離れた所に、小さな染みのように牧夫が描かれていることに気付く。スイス・アルプスの大自然の中で、人間の存在がいかに些細なものであるかを悟らされる。とはいえ、その人間がどのような言葉を話していたのかを、今回は考えてみたい。

1858 年、ジョヴァンニ・セガンティーニは、イタリア北部のトレント県にあるアルコで生まれた。その小さな町は、第一次大戦までオーストリア領だった。7 歳の時に母が亡くなり、イタリア・ロンバルディーア州の大都市ミラノの親戚に預けられる。8 歳の時に父も失う。9 歳の時にイタリアへの移住が許可されるが、その後、オーストリアの徴兵を忌避したため、無効となる。イタリアの市民権も得られず、終生、パスポートを持つことはなかった。

1870 年から 1873 年までミラノの少年教護院に収容され、1874 年からミラノのブレラ美術院で絵を学び始める。才能を開花させ、重要な展覧会に出品する一方、1880 年にビーチェ・ブガッティと結婚、翌年にはミラノの北にあるブリアンツァ地方（スイスとの国境に近い）へ移る。1882 年に生まれた長男ゴットアルドの名前は、同じ年にサン・

¹ セガンティーニの人生と作品については以下を参照： *L'opera completa di Segantini*, presentazione di Francesco Arcangeli, apparati critici e filologici di Maria Cristina Gozzoli, Rizzoli, Milano 1973; Reto Roedel, *Giovanni Segantini*, Bulzoni, Roma 1978.

ゴッタルド鉄道トンネル（スイスのティチーノ州とウーリ州を繋ぐ）が開通したことに由来するのだろう。

1886 年、十分な下見の末、スイスの標高 1200 メートルの村サヴォニン（グリジョーニ州、ロマンシュ語ではグリシュン州、ドイツ語ではグラウビュンデン州）に住み始める。そこで創作に励み、空気の澄んだ農村の暮らしを、ディヴィジオニズモ（色彩分割描法）で鮮やかに表現する。1894 年、更に光を求めて標高 1800 メートルの村マローヤ（グリジョーニ州）へ移る。1900 年のパリ万博への出品を目指して、三部作《生 (*La vita*)》、《自然 (*La natura*)》、《死 (*La morte*)》に取り組むが、1899 年 9 月、シャーフベルクの山小屋（標高 2700 メートル）で腹膜炎に罹り、41 歳でこの世を去った。

セガンティーニは死んだ時、法的には生まれた時と同じオーストリア国籍だった。そして、スイスの自然と人をこよなく愛していた。しかし彼本人は自分をイタリア人だと感じていた。それゆえ 1895 年に彼は、スイス国籍の方が取得しやすいのに、イタリア国籍を請願する。それは、彼の言語がイタリア語だったこととも関係しているのではないだろうか。

家庭や政治の事情によって、セガンティーニは十分な教育を受けることができなかったが、妻ビーチェの助け（絵を描く夫の横で本を読み聞かせた）によって少しずつ教養を深めた。そして友人や知識人とイタリア語で手紙をやり取りし、自伝や論考をイタリア語で書いた。ただし、正書法や文法のミスが数多く見られ、モンタニーレの『民衆的イタリア語 (*L'italiano popolare*)』（2002 年）²では、セガンティーニの文章が誤ったイタリア語の例として付録に 23 ページにわたって掲載されている。

彼のイタリア語へのこだわりは、住む場所の選択にも影響を及ぼしたかもしれない。グリジョーニ州のサヴォニンやマローヤは、ちょうどイタリア語圏、ロマンシュ語圏、ドイツ語圏が接する場所である。完全にイタリア語圏の外に出てしまうことを、彼はためらったに違いない。ちなみに、彼の家に子守として来て、絵の中にしばしば描かれた地元の少女バーバはロマンシュ語を話し、その言葉をセガンティーニは自然に身に付けた。イタリア語とロマンシュ語の近さが、それを可能にしたのだろう。

² Milena Montanile, *L'italiano popolare: note e documenti*, Edisud, Salerno 2002.

スイスでイタリア語が話されているのは、主にティチーノ州とグリジョーニ州である。ティチーノ州はスイスの南側の中央やや東寄りから逆三角形に張り出した部分で、その全域がイタリア語圏である。その東に接するグリジョーニ州はスイスの東端まで広がり、イタリア語圏は南側にある 3 つの谷（西から、メゾルチーナ、ブレガッリア、ポスキアーヴォ）に限られる³。

ティチーノ州は 14 世紀半ばからミラノ公国（まずヴィスコンティ家、続いてスフォルツァ家）によって支配され、イタリア語が用いられた。16 世紀初めからスイス連邦に帰属するが、イタリア語が使われ続ける。政治的な境界が、言語的な境界とはならなかったのである。

一方、グリジョーニ州の 3 つの谷では、16 世紀半ばからイタリア語の使用が始まった。その原因は、16 世紀の初めにドイツのルター（1483-1546）が口火を切った宗教改革と、それに反応してローマ・カトリック側が行った対抗宗教改革である。スイスではプロテスタントのツヴィングリ（1484-1531）やカルヴァン（1509-1564）が活動し、カトリックと激しく対立した。その結果、13 の州のうち、7 つがカトリック、4 つがプロテスタント、2 つが共存となったが、人口の割合ではプロテスタントの方が多かった。

ティチーノ州からメゾルチーナの谷までは、カトリックのまま変わらなかった。とはいえ、プロテスタントの脅威に対抗するため、ミラノ大司教のカルロ・ボッロメーオ（1538-84）が巡回して、異端審問を行い、異端の書物を焼いた。そして、その時の説教に、イタリア語が用いられたのである。厳密に言うと、イタリアの人文主義者ピエトロ・ベンボの『俗語論（*Prose della volgar lingua*）』（1525 年）に基づく、イタリア中部トスカーナ地方の文語で、対抗宗教改革の公式言語とされていた。

ブレガッリアの谷では、16 世紀半ばに、カトリックからプロテスタントに変わる。それは、異端審問を避けてイタリア各地から逃げてきた聖職者たち（16 世紀半ばから 17 世紀初めまでの間に 50 人ほど）が、プロテスタントの教えを広めたからである。その時に用いた言葉も、ベンボの『俗語論』に基づくイタリア語だった。

³ スイス・イタリア語圏の詳細については以下を参照：Sandro Bianconi, *Lingue di frontiera: Una storia linguistica della Svizzera italiana dal Medioevo al Duemila*, Casagrande, Bellinzona 2005.

ポスキアーヴォの谷では、17 世紀初めまで宗教的自由が続き、カトリックとプロテスタントが共存した。その後はカトリックが優勢になる。布教の言語は、前の 2 つの谷と同じイタリア語であった。グリジョーニ州の 3 つの谷において、宗教的な境界が、言語的な境界とはならなかったのである。

このような経緯によって、スイスのイタリア語圏は、政治的境界と宗教的境界を越えて形成された。冒頭で紹介したセガンティーニの《春の牧場》は、彼がマローヤに住んでいた時の作品である。マローヤはブレガッリアの谷にあるので、《春の牧場》に描かれた小さな染みのような牧夫たちは、イタリア語を話していた可能性が高い。おそらくロンバルディーア訛りで、ロマンシュ語の影響も大きかったことだろう。そして、その起源は 16 世紀半ばのプロテスタントたち、言い換えるならば、カトリックにとっての異端者たちである。そこへ異端の画家セガンティーニが辿り着いたのは、偶然ではなかったのではないだろうか。

セガンティーニの死を悼み、イタリアの詩人ダンヌンツィオ（1863-1938）は、「彼の慎ましく気高い目は閉じた。かつて、そこに限りない／美が集まった。彼の魂は旅立った。かつて、そこで闇と光、生と死は、／ただ一つの祈りのようであった。／そして、小川のせせらぎ、牛の鳴き声、嵐の響き、／驚の叫び、人間の呻吟は、／ただ一つの言葉のようであった。／そして、全てのものは、ただ一つのもののようであった、／まるで空気に抱かれるように、／永遠に絵画の静かな力に抱かれて。／彼の優しく素朴な魂は、自由に酔いながら、風に乗って旅立った、／最も陰しい高みに、より一層孤独な／故郷を求めて。」と歌った⁴。自由と美を宿すスイス・アルプスの深い懷に、私も抱かれてみたくなった。

⁴ Gabriele D'Annunzio, *Versi d'amore e di gloria*, vol. II, edizione diretta da Luciano Anceschi, a cura di Annamaria Andreoli e Niva Lorenzini, Mondadori, Milano 1995.

スイス建国とハプスブルク家

岩崎 周一

ハプスブルク家の勃興

ハプスブルク家は一般にスイスの出と思われている。しかし、ここには注意すべき点が二つある。第一に、ハプスブルク家の痕跡を今日最も古く辿れる地域は、現在のフランス領アルザス地方である。第二に、ハプスブルク家が歴史上に姿を現し始める 10 世紀頃のヨーロッパには、スイスという国家も地域意識も存在していなかった。当時のハプスブルク家は、後にこの地域がフランス、ドイツ、スイスという三つの国家に分割して領有されることになるなどとは考えることなく、ライン川上流域に幅広く勢力を広げていた¹⁾。

そうしたハプスブルク家の活動を今日のぶよすがとして重要なのが、チューリヒの北西約 30 キロ、アールガウ州のほぼ中央に位置するハビヒツブルク城（「鷹の城」の意）である（図 1）。見晴らしの良い丘陵地に今なお遺構を残すこの城は、増改築を重ねる中でやがて「ハプスブルク」と呼ばれるようになり、一族の名の由来となった。



図 1 ハプスブルク城（1642 年）。出典：Demmerie, Eva, Das Haus Habsburg. Tandem Verlag 2011, 25.

1 Krieger, Karl-Friedrich, Die Habsburger im Mittelalter: Von Rudolf I. bis Friedrich III. 2.Aufl. Stuttgart 2004, 11-16; 瀬原義生「ハプスブルク家の起源とその初期所領」『立命館文学』第 575 号（2002 年 7 月）、138-78 頁。

城の創建年代は 1020 年もしくは 1030 年と伝えられている。その正しさは近年の発掘調査によって裏付けられた²⁾。城はおよそ 13 世紀まで断続的に増改築されており、今日残っている遺構は、12 世紀から 13 世紀前半の間に建てられた居住棟、小塔、本館と考えられている。創建当時は現在のスイス地域で最大規模の城郭であったと推測され、軍事・防衛拠点としての重要性もさることながら、支配の要にしてステータスシンボルという意義も高かった。また時を前後して近隣のムーリにはベネディクト派の修道院が建立され、ハプスブルク家に対し日本でいうところの菩提寺（Hauskloster）の役割を担った³⁾。中世盛期以降、ドイツの貴族は城・領地・修道院のいうなれば「三位一体」を勢力の基盤としたが、ハプスブルク家もここにそれらの条件を整えるにいたったといえるだろう。

城はドイツ中世の城の典型といってよい⁴⁾。と言っても、その実態は今日の我々が想像するロマンティックなものとはかなり異なる。まず、全体につくりは無骨で、居住性は良好とはいい難かった。部屋は数が少ないうえに狭く、装飾もほとんど施されていなかった。扉もなかったので、トイレも閉鎖空間ではなく、人目に対して「開放的」であった。暖をとるため、かまどに加え、12 世紀以降には粗末ながらもタイル張りの暖炉が用いられるようになったが、まったく不十分であったと推測される。また窓はガラスのないただの穴だったので、廃棄物や動物小屋からの悪臭や寒気を防ぐことはできなかった。実際のところ、城の住人の生活水準は、富農のそれとさほど変わらないレベルだったらしい。ただし、肉の消費量が多いことに加え、鉄そしてガラスの製品や装身具、そして貨幣を保持していたことに、身分的・社会的差異が表れていた。

さて、ハプスブルク城が築かれた後も、ハプスブルク家は継続的に現在のスイスの中央部および北西部に勢力を拡大していった。その勢力は、1273 年に当主のルードルフがドイツの国王に選ばれたことで、より大きな飛躍を遂げる。ルードルフはあまたの困

2 Frey, Peter, Die Habsburg im Aargau. Bericht über die Ausgrabungen von 1978-83. In: Argavia: Jahresschrift der Historischen Gesellschaft des Kantons Aargau. Bd.98 1986, 23-116; Ders., Die Habsburg. Bericht über die Ausgrabungen von 1994/95. In: Argavia. Bd.109 1997, 123-175.

3 Meier, Bruno, Das Kloster Muri. Geschichte und Gegenwart der Benediktinerabtei. Baden 2011.

4 中世ヨーロッパの城の概況については、さしあたり野崎直治『ヨーロッパ中世の城』（中公新書、1989 年）を参照。

難を克服してハプスブルク家の勢威を高め、オーストリアを家領に加えたことで（1282年）、事実上の「始祖」たるにふさわしい働きを示した⁵⁾。この後、ハプスブルク家は支配の比重を徐々にオーストリアへ移し、やがて「オーストリア王家」（Haus Österreich）と称されるようになる⁶⁾。

「建国」の過程

しかし、オーストリアの「本領」化の進行は、ハプスブルク家にとってライン上流域の旧領の重要性が相対的に低下したことを意味する。このこととの直接的な関連は不明だが、ルードルフが没した 1291 年は、ハプスブルク家のみならず、スイスにとっても重要な意味を持つ年となった。この年、伝承によればリュトリの地にスイス中部の溪谷共同体であるウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの代表者が集まって盟約を結び、相互援助を誓い合った（「誓約同盟」Eidgenossenschaft）⁷⁾。これが公式にはスイス建国の第一歩とみなされ、以後スイスはハプスブルク家の圧政に抗して戦いを続け、独立と自由を勝ち取ったとされてきた。

しかしこうした見方には、今日さまたまな疑義が寄せられている。まず、この同盟は従来ハプスブルク家を仮想敵とするものとされてきたが、「永久同盟文書」（図 2）にはその旨が記されていない。同時代の史料を検討しても、ハプスブルク家との不和の原因はもとより、不和の実

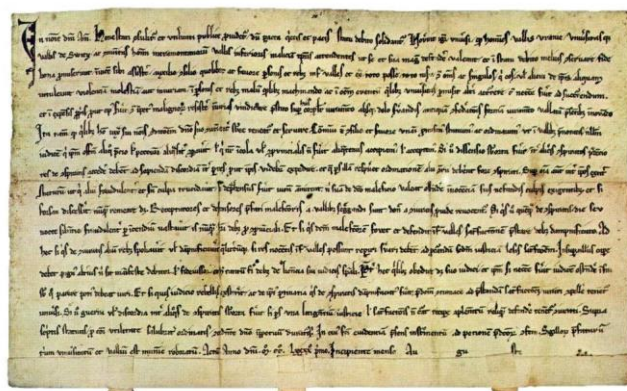


図 2 「永久同盟文書」（1291 年）。出典：踊共二『図説スイスの歴史』（河出書房新社、2011 年）、30 頁。

在を示唆する文言さえ見当たらないのが実状である。したがって、この同盟を反ハプスブルクの性質をもつものと判断することには慎重であるべきだろう。相互援助と平和維

-
- 5 Redlich, Oswald, Rudolf von Habsburg. Das Deutsche Reich nach dem Untergang des alten Kaisertums. Innsbruck 1903 (Neudr. 1965); Krieger, Karl-Friedrich, Rudolf von Habsburg. Darmstadt 2003.
 - 6 Niederstätter, Alois, Herrschaft Österreichs (Österreichische Geschichte, 1278-1411). Wien 2001.
 - 7 Kreis, Georg, Mythos Rütli. Geschichte eines Erinnerungsortes. Zürich 2004.

持を目的として、都市や地域が当時積極的に提携を進めていた（「領域平和 Landfriede」）ことから、この同盟もその一つと考えることも可能である（「永久同盟文書」に「古くからの盟約に従い」という一節があることも、その傍証となるだろう）。いずれにせよ、今日の歴史研究は、スイスにおける国家形成とそれに伴う国家アイデンティティの生成が始まったのは 14 世紀、決定的な進展を遂げたのは 15 世紀であるとしている。よって誓約同盟の成立を、遡及的にスイスの「建国」や「独立」に結びつけることは問題であろう⁸⁾。

さて、誓約同盟の結成後も、ハプスブルク家はルツェルンを支配圏に収めるなどして、勢力をさらに拡大していった⁹⁾。角逐が続く中、1315 年、同盟はハプスブルク家をモルガルテンの会戦で破り、その威信を高めた。誓約同盟は国王＝皇帝およびルツェルン、チューリッヒ、ベルンなどの有力都市を味方につける活動をハプスブルク家と競いつつ展開し、ときには自らの側から攻撃をしかけることもあった。状況を大きく変えたのは、ゼンパハの会戦（1386 年）を頂点とする同盟側の一連の戦勝である。矛槍を装備した歩兵からなる軍が騎士を主力とするハプスブルク軍に対し勝利を重ねたことは、戦場における騎兵の優位が終わったことを世に印象付ける端緒となり、ヨーロッパにおける戦争のあり方を変える上で先駆的な意味をもつことともなった¹⁰⁾。またこの過程においてスイス諸邦が先に述べた団体・共同体意識を少しずつ発展させ、独自の国家を生み出すに至ったことは、君主もしくは中央の主導でない形、いうなれば「下から」の国家形成が成功した例として注目される¹¹⁾。

ゼンパハの会戦以降、和平と敵対が繰り返される中、スイスにおけるハプスブルク家の勢力圏は総じて縮小の一途を辿った。1415 年、同盟はハプスブルク城のあるアール

8 Sablonier, Roger, Gründungszeit ohne Eidgenossen. Politik und Gesellschaft in der Innerschweiz um 1300. Baden 2008; Maissen, Thomas, Entstehung Schweiz. Baden 2011; 踊『図説 スイスの歴史』、52-53 頁。

9 以下の本節の通史的叙述は、主として Meier, Bruno, Ein Königshaus aus der Schweiz. Die Habsburger, der Aargau und die Eidgenossenschaft im Mittelalter. Baden 2008; 踊『図説 スイスの歴史』、31-51 頁に基づく。

10 ハワード、マイケル（奥村房夫・奥村大作訳）「改訂版 ヨーロッパ史における戦争」（中公文庫、2010 年）、37-38, 56-57 頁。

11 Burkhardt, Johannes., Die Schweizer Staatsbildung im europäischen Vergleich. In: Lottes, Gunther (Hg.) unter Mitwirkung von Georg Kunz, Region, Nation, Europa: Historische Determinanten der Neugliederung eines Kontinents. Physica-Verlag 1992, 271-286.

ガウ地方を制圧し、共同支配地とした。抗争はなお継続したが、ハプスブルク家の勢力は 15 世紀後半にスイスからほぼ退いた。もっとも、ハプスブルク家はこの間にもアルザス、シュヴァーベンそしてフォアアールベルクなど、スイスの北部そして東部に広大な支配圏を形成していたから、スイス諸邦にとっては依然として脅威であった。

その後まもなくフランス、ミラノ公国、そしてとりわけブルゴーニュ公国との関係が緊迫したことで、ハプスブルク家と盟約者団の関係は敵対一辺倒ではなくなった。1474 年には「永久講和」が結ばれ、ハプスブルク家はスイスにおける一連の支配権を放棄した。そして 1499 年のバーゼルの和約により、スイスは事実上帝国の勢力圏を脱することとなった。

「建国神話」をめぐる

自由と独立を求める溪谷の民が圧政を敷く横暴なハプスブルク家を駆逐し、いち早く封建体制を打破して平和的な民主政国家スイスを誕生させたという理解は、16 世紀の人文学者アエギディウス・チュディの『スイス年代記』（1550 年）に端を発する。これに先立ち、1474 年頃にはオブヴァルデンの代官が残した『ザルネン白書』において、三人の農民がリュトリの地で誓いを交わし、獵師ヴィルヘルム・テルが悪代官を倒したというストーリーが紹介された。スイスの政治体制や小国主義に自由で民主的な国家の理想像をみる動きとも重なって、これらの伝承は内外にひろく浸透していった。暴虐な代官ゲスラーの命で息子の頭に乘せたリンゴを射落としたという印象深いエピソードを持ち、シラーの戯曲やロッシーニのオペラ（序曲がとくに有名）などで知られる「ヴィルヘルム（ウィリアム）・テル」の



図3 エッターリン『スイス年代記』（1507 年）に掲載された、テルが息子の頭上のリンゴを射落とす場面の挿絵。出典：踊『図説 スイスの歴史』、52 頁。

伝説は、この「建国神話」を象徴するものといえよう（図3）¹²⁾。

しかし、当時の社会的諸勢力の関係は錯綜しており、単純な把握や理想化を許すものではなかった。またスイスにおいても、君主制こそ廃されたものの、封建制や身分制原理は長く是認されていた。そしてスイスにおける国家形成も、他国と同様に内外の状況の影響を強くうけつつ、複雑な経緯をたどって進行したのである。

こうした認識の深まりにより、今日スイスの歴史学界は、国家・国民アイデンティティの礎たるサクセスストーリーとしてスイス史を描こうとする試みから、少しずつ距離を置き始めている。現代のスイスを代表する歴史家の一人であるトーマス・マイセンは、swissinfo.ch のインタビューにおいて、次のように述べている。「共通の過去についての考察は、さまざまなグループを団結させる接着剤だ。特に使用言語や宗教が複数ある国家では。スイスもそういう国家だ。各国政府はそのため、このような共通の観念が生まれること、またそれがどのようなものなのかということに常に関心を持っている。だが、民主主義の中においては政府は指針を決めるのではなく、先ほど挙げたような媒介の中で、政治家やマスコミ関係者、学者、そしてすべての市民にどのような歴史像を作るかといったやり取りを任せているのだ」¹³⁾。こうして現在では、「圧政を打破しての独立」「民主制」「特殊」といった従来スイス史研究を特徴づけてきたキータームの数々を相対化した上で、時代ごとの特性あるいは文脈を踏まえ、汎欧的な視野でスイスの再検討を進めようとする姿勢が学界全体で強まっている¹⁴⁾。

このような見直しの背景には、従来無批判に「伝統」「慣習」とされてきたものが実はさしたる根拠や歴史を持たず、ある時期にナショナリズムの高揚と関連して「創られた」ことが多いことに、人々の注目が集まりだしたことがある。その嚆矢がベネディクト・アンダーソンの『創造の共同体』やエリック・ホブズボームの「創られた伝統」論

12 この問題についてのスイスの「公式見解」は、スイス公共放送協会国際部が運営するサイト swissinfo.ch が [youtube](https://www.youtube.com/watch?v=t4sYBEVaa5E) を通し提供している以下の動画によく示されている。「スイス発祥の地 そのままのかたちで」
<https://www.youtube.com/watch?v=t4sYBEVaa5E>（2015年3月5日閲覧）。

13 「どの世代もそれぞれの歴史像をつくる」
<http://www.swissinfo.ch/jpn/-どの世代もそれぞれの歴史像を作る-/36578670>（2015年3月5日閲覧）。

14 Maissen, Thomas, *Geschichte der Schweiz*. Baden 2010; Kreis, Georg (Hg.), *Die Geschichte der Schweiz*. Basel 2014; 踊共二・岩井隆夫編『スイス史研究の新地平 都市・農村・国家』（昭和堂、2011年）。

がもたらしたインパクトにあることは、特に指摘するまでもないだろう¹⁵⁾。こうした思潮の影響はヴィルヘルム・テルの伝説にもおよび、テルが史料に記録のない存在であること、エピソードにはスイスと無関係なデンマークの伝承の影響が濃厚にみられることなどが明らかにされた¹⁶⁾。人類学者ファブリジオ・サベリは [swissinfo.ch](http://www.swissinfo.ch) のインタビューにおいて、「ウィリアム・テルとはそもそも何か」という質問に対し「スイスが創り上げたお話だ」と答え、「テルは自由を尊び、権力に屈しなかったという人物像で広く伝わっているが、実際のスイス人とは何の関係もない」「テル伝説をスイス人が尊ぶといっても、表面的なものにすぎないと思う」と述べている¹⁷⁾。

ただし、こうした見直しももたらす学術的成果は、しばしば一般の認識や「国定」のナショナル・ヒストリーと齟齬をきたす。スイスにおいては、ゼンパハで毎年 6 月の最後の週末に記念祭が催され、「記憶の場」（ピエール・ノラ）としての機能を果たしているが（図 4）、こうした場で育まれる認識が、スイス建国の「脱神話化」をめざす動きと両立するかは難しい問題であろう¹⁸⁾。これ



図 4 Niederhäuser, Peter (Hg.), Die Habsburger zwischen Aare und Bodensee. Zürich 2010.

は世界各地で見られる現象であり、たとえばフランスでは 1989 年、フランス革命 200

15 アンダーソン、ベネディクト（白石さや、白石隆訳）『想像の共同体』（増補版）（NTT 出版、1997 年）；ホブズボウム、エリック／レンジャー、テレンス（編）（前川啓治・梶原景昭ほか訳）『創られた伝統』（紀伊国屋書店、1992 年）；ティエス、アンヌ＝マリ（齊藤かぐみ訳、工藤庸子解説）『国民アイデンティティの創造 十八～十九世紀のヨーロッパ』（勁草書房、2013 年）、塩川伸明『民族とネーション——ナショナリズムという難問』（岩波新書、2008 年）、植村和秀『ナショナリズム入門』（講談社現代新書、2014 年）などをさしあたり参照。

16 宮下啓三『ウィリアム・テル伝説 ある英雄の虚実』（NHK ブックス、1979 年）。

17 「ウィリアム・テルとスイス建国の歴史 人類学者に聞く」<http://www.swissinfo.ch/jpn/ウィリアム-テルとスイス建国の歴史---人類学者に聞く/768636>（2015 年 3 月 5 日閲覧）。

18 Hugener, Rainer, Umstrittenes Gedächtnis. Habsburgisches und eidgenössisches Totengedenken nach der Schlacht bei Sempach. In: Niederhäuser (Hg.), Die Habsburger zwischen Aare und Bodensee, 223-238.

周年を記念すべき年として政府が祝おうとした際、多くの歴史家がこれに異議を唱え、結局記念行事ではもっぱら人権宣言を扱うことで調整がはかられた¹⁹⁾。また、学術的成果が必ずしも一般の人々の意識に変化をもたらすとは限らない。テルの实在が疑われるようになって久しいが、ある調査によれば、現在でもスイス人のおよそ6割がテルの实在を信じているという²⁰⁾。さらに、スイスにおいても現在難民の増加などが原因で外国人排斥を唱える極右勢力が一定の力を持つようになっていることから、今後こうした勢力が旧来の歴史像に固執して「愛国的」な教育を訴え、歴史研究の多様性を脅かすようになる可能性も否定はできない。

「恩讐の彼方に」？

ただ、ハプスブルク史研究との関連では、従来「怨敵」にして「敗者」と位置付けられてきたハプスブルク家をより実態に即して捉え直し、スイス史に位置づけようとする現在の動きにブレーキがかかることは考えにくい。ハプスブルク家はいうなれば歴史上の存在であり、好悪や愛憎といった感情を湧き立たせたり、ナショナル・アイデンティティを脅かすものではもはやなくなっているのである。チューリッヒやハプスブルク城が存在するアールガウ州の地域史研究では、かつてのハプスブルク支配圏に関する研究が今日活況を呈している²¹⁾。そうした近時の成果の一つに、中世後期ハプスブルク家の領域支配に関するシンポジウムの報告集（2010年刊行）があるが、これには現在のハプスブルク家の当主カールが序文を寄せ、「剣戟の響きや英雄物語やナショナリズムに基づく視野狭窄」から離れ、「共通にして結びつきの深い過去の、新しく多様化した像」が打ち立てられることに喜びの言葉を述べている²²⁾。もっとも、こうした動きの背景には、ハプスブルク家との過去を「観光資源」として活用しようとする地域側の意図も感

19 遅塚忠躬『フランス革命 歴史における劇薬』（岩波ジュニア新書、1997年）、第一章。

20 <http://news.search.ch/wirtschaft/2004-04-27/hat-tell-tatsaechlich-gelebt>（2015年3月5日閲覧）。

21 Meier, Ein Königshaus aus der Schweiz; Niederhäuser (Hg.), Die Habsburger zwischen Aare und Bodensee; Rauschert, Jeannette / Simon Teuscher / Thomas Zotz (Hg.), Habsburger Herrschaft vor Ort weltweit (1300-1600). Ostfildern 2013.

22 Habsburg, Karl von, Zum Geleit. In: Niederhäuser (Hg.), Die Habsburger zwischen Aare und Bodensee, 7.

じられ²³⁾、必ずしも学術的な関心から説明できるものではない。ともあれ、まもなく訪れる 2020 年はハプスブルク城が創建されて千年という記念の年となるが、そこで举行されるであろう祝賀行事は、以上に概観した多種多様な潮流をさまざまな形で表象するものとなるだろう。

23 https://www.ag.ch/de/bks/kultur/museen_schloesser/schloss_habsburg/schloss_habsburg.jsp (2015 年 3 月 5 日閲覧)。

「大きな（？）小国スイス」

大川 四郎

はじめに

筆者は、スイス政府奨学金留学生として 1991 年 7 月に渡欧し、ジュネーヴ大学法学部法制史研究室で論文をまとめ、1995 年 4 月に日本へ帰国した。3 年 10 ヶ月の滞在中、スイス国内で様々な見聞をした。そのような経験を踏まえ、スイスについての特別講演をお願いしたいとの御要請を京都産業大学外国語学部からいただいたのが、2014 年 5 月である。具体的に筆者に与えられたテーマは、社会科学の分野で、スイスに関わり、基本的な概念を説明してほしいということだった。そこで、以下では、「Ⅰ．直接民主制」、「Ⅱ．永世中立」、「Ⅲ．国際人道法の拠点」という 3 点について、論じていく。

Ⅰ．直接民主制

我が国の小中高等各学校の社会科教科書では、直接民主制を実践している国として、つとにスイスが紹介されてきた。すなわち、国内のカントンと呼ばれる各州では、「ランツゲマインデ」（州民議会）と呼ばれる青空議会で、住民が直接に政治問題について発言しているという¹。しかし、スイス全土において、このような青空議会が実施されているわけではない。以下では、第 1 に、ランツゲマインデの歴史、第 2 に、連邦制発

¹ 高等学校の「政治・経済」教科書では「州民集会」又は「住民集会」と表記している（佐々木毅他編著『政治・経済』（東京書籍、2012 年、p.16）では前者、筒井若水他編著『政治・経済』（数研出版、2011 年、p.13）では後者のように表記されている）。

足後の半直接民主制の現状、第3に平等性の確保、について論じておく。

第1に、ランツゲマインデとは、スイス源州を筆頭とするドイツ語圏スイス（スイス・アレマン地方）に由来する自治制度である。必ずしもスイス固有のものではなく、ヨーロッパ各地にも類似の制度が散在した（例えば、アイスランドのフリースランド、オーストリアのフォールアルベルクやチロル地方、サンマリノ、フランスのドーフィネ地方そしてノルマンディー地方等々）。かつては、ウーリ、シュヴィーツ、ニードヴァルデン、ウンターヴァルデン、オブヴァルデンの諸州にも存在した。しかし、現存しているのは、グラールス州、およびアッペンツェル・インナーローデン準州のみである。廃止されるに至った理由としては、集会当日に、議会の現場で乱闘を避けるためだったらしい²。最近では、人口増加により昔からの集会広場に総ての有権者を収容できなくなったとか、有権者の中には日曜出勤を余儀なくされているからである。あるいは、秘密投票制でないことへの不満が寄せられたからでもある³。

アッペンツェル・インナーローデン準州では毎年4月最終日曜日に、グラールス州の場合は、毎年5月第1週日曜日に開催されている（画像1）。集会では、ランダマン（Landamann）という州行政長官をはじめとする行政執行部ならびに裁判官の選出、お

² Cf., Louis CARLEN, 'Die Landsgemeinde', in *"Les origines de la démocratie directe en Suisse/Die Ursprünge der schweizerischen direkten Demokratie (Actes du Colloque organisé les 27-29 avril 1995 par la Faculté de droit et le C2D)"*, publié par Andreas Auer, Helbing & Lichtenhahn, Bâle et Francfort-sur-le-Main, 1996, pp.15-25, notamment, pp.15-17. Alfred KÖLZ, *"Histoire constitutionnelle de la Suisse moderne – ses fondements idéologiques et son évolution institutionnelle dans le contexte européen, de la fin de l'Ancien Régime à 1848"*, traduit en français par Alain Perrinjaquet et Sylvie Colbois, en collaboration avec Alfred Dufour et Victor Monnier, Stämpfli Editions SA Berne, Bruylant S.A., Bruxelles, 2006, pp.13-14. ランツゲマインデの歴史については、前掲 Carlen 論文の pp.24–25 に掲載されているリストを参照されたい。筆者未見であるが、Johann Jakob BLUMER, *"Staats- und Rechtsgeschichte der schweizerischen Demokratien oder der Kantone Uri, Schwyz, Unterwalden, Glarus, Zug und Appenzell, Zwei Theile"* (3 vols., St. Gallen, 1780-1859) が包括的である（Cf., Leonhard von MURALT, 'Renaissance und Reformation', in *"Handbuch der Schweizer Geschichte Band 1"*, édité par Hanno Helbing et al., Buchverlag Berichthaus Zürich, Dr.C.Ulrich, 1980, pp.389-570, notamment, p.403）。関根照彦著『スイス直接民主制の歩み』、尚学社、1999年、pp.21–27。森田安一著『スイス 歴史から現代へ（三補版）』、刀水書房、1980年、pp.128–129、142–145。

³ Cf., Jörg KRUMMENACHER, 'Kopf oder Herz – Appenzell Ausserrhoden entscheidet über die Initiative zur Wiedereinführung der Landsgemeinde', dans *Neue Zürcher Zeitung* (ci-après, NZZ), samedi 5 – dimanche 6 Juni 2010, p.31. Anne FOURNIER, 'Les peuples du Ring', dans *Le Temps* (ci-après, LT), samedi 25 – dimanche 26 avril 2009, p.13. 森田前掲書、pp.145–147。



画像 1 2014 年 4 月、ランツゲマインデ広場に向かう準州政府執行部一同 (Lgd2014_048_ (Medium) -> Marc Hutter, アッペンツェル - インナーローデン準州政府広報課 (Kommunikationsstelle, Ratskanzlei, Kanton Appenzell Innerrhoden) 提供)。

画像 2 2014 年 4 月、ランツゲマインデ広場での投票 (Landsgemeind2014_325_ (Medium).JPG -> Thomas Hutter, アッペンツェル - インナーローデン準州政府広報課 (Kommunikationsstelle, Ratskanzlei, Kanton Appenzell Innerrhoden) 提供)。

よび州議会提出の法案、ならびに州政府提出予算の承認をめぐり、有権者全員による審議の結果、採決される (画像 2)。

1994 年 4 月最終週の日曜日にアッペンツェル - インナーローデン準州で開催されたランツゲマインデを筆者は見物に行ったことがある。以下はその当時の日記からの引用である。

4 月 23 日 (土) 晴

ジュネーヴ発 12 時 57 分発のインタシティにてザンクト・ガレンには 17 時 17 分に到着。ザンクト・ガレン発 17 時 52 分発の Appenzeller Bahnen にてアッペンツェルに 18 時 37 分に到着。日本交通公社編『スイス自由自在』でのアッペンツェル市内略図が大雑把なため、宿泊先をなかなか見つけられず。18 時 20 分頃、ランツゲマインデ広場内の地図にて、Hotel Krone を発見。典型的なガストハウスにて、1 階のレストランの帳場にて、「部屋を予約してあるのだが」とヘタクソなドイツ語で申告すると、「Ah! Vous êtes Monsieur Okawa?」と年若い御内儀が出てきて手続完了。

..... (中略)

早速、アッペンツェル市内を散策。行き交う市民、外国人の私と視線が合うと、「グ



画像 3 ザンクト・マウリチウス教会での儀式を終え、ブラスバンドに先導され、ランツゲマインデ広場に向かう準州政府執行部一同（1994年4月24日、筆者撮影）。

リュッツィ」と声をかけてくる。私もこの方言にて答礼。

夕食は旅館のレストランにて、まずアッペンツェル産ビールにてのどをうるおし、「ゆでた白ソーセージと、チーズをからめたパスタ」（アッペンツェル名物）を食べた。御内儀がフランス語でメニューを説明してくれた。19日の電話で、私がランツゲマインデに関心があることを言っていたから、（彼女は）明日の行事日程について教えてくれた。

4月24日（日）晴

07時00時に起床。

08時00分ー09時00分、ラジオ日本を聴く。08時45分頃からすぐ近くのザンクト・マウリチウス教会の鐘がいやに長くなり始めた。部屋の窓から通を見ると、（聖職者ではなく）黒いガウンに身をまとった一団が聖堂内へ入っていった。おそらく、ランダマンをはじめとする Landesregierung の一団であろう（画像3）。昨夜の御内儀の話では、ランツゲマインデ自体の開催は11時00時からなのであるが、これに先立つ教会での宗教的儀式をも含めると、0845時から実質的に始まっていたようである。

0900時、階下のレストランにて朝食を摂る。10時30分までNZZ紙⁴のランツゲマイ

⁴ NZZ（Neue Zürcher Zeitung）紙とは、1780年にチューリッヒで創刊された日刊紙である。スイスアレマン地方を代表する新聞であるが、ほぼ高級紙としてスイス全土で読まれている（笹本駿二著『わたしの

ンデ関係記事を読む。

10 時 30 分、外出。既に街路は観光客にて一杯なり。ランツゲマインデ広場内にて、写真を撮るに恰好の場所は、報道関係者のみに限定されていた。ここで、講談社の雑誌「ソフィア」誌のカメラマンに出会う。6 月にスイス特集をやるのだと言っていた。

12 時 00 分ー13 時 30 分、ランツゲマインデが開かれた。検問入口で、男性は短剣もしくは長剣をかざして、「オイ」と声をかけていた（画像 4）。女性は招請状又は議案書を提示していた（下線部は引用者）。



画像 4 伝来の長剣をたずさえて、ランツゲマインデ会場に入場する男性有権者（1994 年 4 月 24 日、筆者撮影）。

大半の時間は、もっぱら、演題上の州政府執行部関係者らがマイクロフォンを使って法案や予算案の説明をしていた。広場に集まっている有権者らから質問や意見は全く出なかった⁵。制度上、「青空議会」は、州の最高意思決定機関ではある。しかし、実際には、あらかじめ配布された審議資料をもとに、有権者が広場で形式的に同意しているにすぎない（画像 5）。だが、自らの日常生活に関わる政治行政上の諸問題は、自らで決定したいという意識は、根強い。以上は、筆者が実際に見聞したランツゲマインデの実情である⁶。直接民主制とは言うものの、ラン

スイス案内』、岩波新書、1991 年、pp. 8ー9。國松孝次著『スイス探訪』、角川書店、2003 年、p.86。森田安一・踊共二共編『ヨーロッパ読本 スイス』、河出書房新社、2007 年、p.191）。

⁵ スイスドイツ語を解さない筆者には、当日の審議は何一つ理解できなかった。翌日の地元紙や、スイス国内各紙の報道では、ランダムンにアルトゥール・レプフェ氏が選出されたこと、州憲法改正により州行政機構を再編したことが報じられている（Cf., *Appenzeller Vooksfreund*, lundì, 25. avril 1994, p.1, 3-5. *Appenzeller Zeitung*, lundì, 25. avril 1994, p.9. 'Zustimmung zu allen Vorlagen in Innerhoden – Arthur Loepfe neuer regierender Landammann', in *NZZ*, lundì, 25. avril 1994, p.14.）。

⁶ グラールス州のランツゲマインデを実地に見聞した記録として次の記述を参照されたい。小林武訳ハンス・チェニ『スイスを統治している者は誰か – スイス民主主義におけるロビイストと諸団体の影響についての批判的研究』（3）、南山法学誌第 11 巻第 1 号、1987 年、pp.132ー133。森田前掲書、pp.135ー



画像 5 投票の瞬間。有権者以外は縄の中に入ることができない（1994 年 4 月 24 日、筆者撮影）。

ツゲマインデを「ヨーロッパ中世の化石化」とする評価もある⁷。

なお、後述するように、スイス全土で女性参政権が実現したのは、1971 年である。スイス社会の保守性が反映している。女性参政権に最後まで抵抗したのが、アッペンツェル・インナーローデン準州である（画像 6）。1990 年の同準州ランツゲマインデは、女性参政権導入反対決議を出した。このため、同準州内の女性らが、連邦裁判所に請願を出した。連邦裁判所では、連邦憲法第 4 条に規定する男女平等原則を理由に、アッペンツェル・インナーローデン準州に女性参政権を認めさせた⁸。ちなみに、1999 年、同準州からルート・メツラーが女性として連邦閣僚に選出されている⁹。

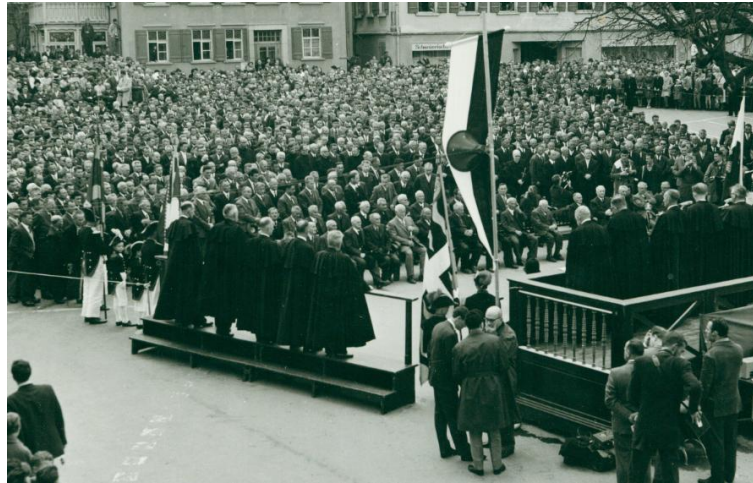
他方、フランス語圏スイス（スイス・ロマンド地方）にも、これに類似した制度がある。例えば、都市国家ジュネーヴでは、14 世紀以来、市民権を有する者総てが「市民集会」（Conceil général）に集い、市政に関する諸問題を議論し合い、市政執行部を選出

142. 新井琢也（当時、共同通信ジュネーヴ特派員）執筆「スイスの青空議会」、2010 年 6 月 13 日付中国新聞日刊第 4 面掲載記事。

⁷ 森田前掲書、p.6。

⁸ 筆者がスイスに留学して約半年後の新聞紙面に次のような趣旨が報じられていた。すなわち、「アッペンツェル・インナーローデン、アッペンツェル・アウトローデン両準州のランツゲマインデで、史上はじめて、女性を準州政府幹部に選出した」という内容である（Cf., 'Landsgemeinden – Dans les deux Appenzel, à Obwald et Nidwald, les deux femmes à l'honneur', dans *Journal de Genève et Gazette de Lausanne*, 27 avril, 1992, p.17.）。

⁹ 付言すると、グラールス州の州長官は弁護士資格をも有する女性である（Cf., Anne FOURNIER, « J'ai mûri, c'est certain », dans *LT*, Samedi 20 – Dimanche 21 décembre 2008, p.12.）。



画像 6 1962 年 4 月のランツゲマインデ。女性の姿が見られない

(<http://www.ai.ch/dl.php/de/0crux-a7v1cd/Frauenstimmrecht.pdf>, アッペンツェル - インナーローデン準州政府広報課 (Kommunikationsstelle, Ratskanzlei, Kanton Appenzell Innerrhoden) の御厚意により 2015 年 4 月 10 日に参照・引用)。

してきた¹⁰。現在でも、ジュネーヴ市議会は「市民集会」という名称を維持している。ジュネーヴ生まれのジャン・ジャック・ルソーが、フランスへ出奔し、後年、有名な人民主権論を構想した。その思想的背景には、幼少期の彼がジュネーヴ市政を見聞したことがある¹¹。

ランツゲマインデのような直接民主制は、もともと、各カントンが独自に外交権をもつなど、自律性が高い時代の政治制度であった。その後、周辺諸国からの干渉に抗して、スイス源州に各カントンが合流し、スイス盟約者団が発足した。しかし、この政治体制は、引き続き各カントンがその自律性を維持していたために、「小国家群の連合体」¹²に過ぎなかった。19 世紀になり、ヨーロッパ各地で成立した国民国家が強力な主体とし

¹⁰ 後年のルソーは次のように回想している。「かつてジュネーヴでは、(市民)総会は頻繁に開かれました。何か重大なことが起これば、すべて(市民)総会に諮られたのです」(括弧内は引用者。川合清隆訳「山からの手紙」、西川長夫他編訳『ルソー全集 第8巻』、白水社、1979年、p.376)。法制史研究者アルフレッド・デュフル教授も、ジュネーヴの市民総会がランツゲマインデに類似していたと評する(Cf., Alfred DUFOUR, "Histoire de Genève", collection *Que sais-je?*, 5^e édition, Presses Universitaires de France, Paris, 2014, p.25.)。

¹¹ Cf., Alfred DUFOUR, 'Rousseau revisité. Jean-Jacques et la démocratie genevoise', dans "Les origines de la démocratie directe en Suisse/Die Ursprünge der schweizerischen direkten Demokratie", pp.65-77. 川合清隆著『ルソーとジュネーヴ共和国 — 人民主権論の成立』、名古屋大学出版会、2007年、pp.41-49。

¹² 森田前掲書、p.99。

て国際政治抗争を激化させた。このような中で、「小国家群の連合体」では、国家として凝集性を欠き、自らの独立を維持することさえ困難になった。そこで、1848 年、スイス盟約者団は、「国の独立と安全を擁護」¹³するために、中央集権制度を敷き、スイス連邦となった。しかし、連邦政府よりも歴史が長い各カントンが、これまで維持してきた自治権限を容易に手放すはずがなかった。このため、連邦制とカントン自治とを調整する制度が必要になった。こうして、19 世紀スイスで考案されたものが、次に述べる半直接民主制である。

第 2 に、半直接民主制とは、これまでカントンレベルで実施されてきた直接民主制を、間接的に、連邦レベルでの立法および政策審議に反映する制度である。具体的には、イニシアティヴおよびレファレンダムという二つの制度によって支えられている¹⁴。

イニシアティヴとは、有権者 10 万人の署名が集まれば、スイス市民が憲法改正を提案することができる制度である¹⁵。ただし、これに基づいて実施されるレファレンダム

¹³ 1848 年スイス連邦憲法第 2 条（関根照彦・岡本三彦共訳『スイス連邦憲法概要』、衆議院憲法調査会事務局、2002 年、p.51）。この文言を含め、同条文は、1999 年に大改正された現行憲法にそのまま継承されている。

¹⁴ 「イニシアティヴ」、「レファレンダム」について、カントンレベルおよび連邦レベルに応じて、「住民発案」、「国民発案」、「住民投票」、「国民投票」と訳し分けている（森田前掲書、pp.149－175）。

¹⁵ 現行憲法では次のように規定されている。

第 138 条（連邦憲法の全面改正についての国民イニシアティヴ）

①有権者は 10 万人で、連邦憲法の全面改正を提案することができる。

②前項の要求は、国民の投票に付されるものとする。

第 139 条（連邦憲法の部分改正についての国民イニシアティヴ）

①有権者は 10 万人で、連邦憲法の部分改正を要求することができる。

②連邦憲法の部分改正に関する国民イニシアティヴは、一般的な提案の形式、又は完成された草案の形式をとることができる。

③イニシアティヴが、形式の統一性、対象の統一性、あるいは国際法の強制条項に反している場合には、連邦議会は、そのイニシアティヴを全部又は一部が無効であると宣言する。

④連邦議会在が、一般的な提案の形式のイニシアティヴに同意した場合には、連邦議会在は、そのイニシアティヴの趣旨にそって部分改正案を立案し、これを国民及びカントンの投票に付すものとする。連邦議会在がイニシアティヴを拒否した場合には、連邦議会在は、そのイニシアティヴを国民の投票に付す。国民は、そのイニシアティヴを承認すべきか否かを決定する。これが承認されたときは、連邦議会在は、イニシアティヴに沿った草案を作成する。

⑤完成された草案の形式によるイニシアティヴは、国民及びカントンの投票に付される。連邦議会在は、そのイニシアティヴへの承認、若しくは否決を勧告する。否決を勧告する場合には、連邦議会在は、そのイニシアティヴに対案を提起することができる。

で、「投票者の過半数」および「カントンの過半数」が賛成しなければ、その改正案は否決される。通常、否決されることが多い¹⁶。しかし、このイニシアティブによる提案を受けて、連邦議会が立法化を始めることもある。民意を計るバロメーターのような役割を果たしている。

他方、レファレンダムとは、連邦議会が連邦憲法改正を決議した場合、あるいは他国との同盟を締結する場合に、その可否を国民が直接投票すること、すなわち、国民投票により決定する制度である¹⁷。卑近な例では、1999年の連邦憲法改正がそうである。ま

⑥国民及びカントンは、イニシアティブと対案とについて、同時に投票する。有権者は、両方の提案のどちらにも賛成することができる。有権者は、両方の提案が共に承認された場合に、いずれの案を優先させるかを指定することができる。その際に、一方の法案が国民の多数票のみを獲得し、他方の法案がカントンの多数票のみを獲得した場合には、いずれの案とも発効しない。

(関根・岡本共訳前掲書、pp.81－82)

¹⁶ 核武装禁止（1962年）、不動産投機防止法案（1967年）、武器輸出禁止法案（1972年）、労働者の企業経営参加法案（1976年）等々が「国民発議」で提案され、いずれも、「国民投票」で否決された（スイス連邦政府のホームページ上で検索可能である。Cf., Initiatives populaires, répertoire chronologique, http://www.admin.ch/ch/f/pore/vi/vis_2_2_5_1.html, consulté le 13 mars 2015. Chronologie Volksinitiativen, http://www.admin.ch/ch/d/pore/vi/vis_2_2_5_1.html, consulté le 13 mars 2015. 森田前掲書、p.160）。最近の例では、スイス国内への外国人移民を制限することを求めた「国民発議」（2014年2月）が、2014年11月30日の「国民投票」で否決されている（Cf., "Initiative anti-immigration – Limiter l'immigration? Une fois ça suffit, disent les suisses" (30. Novembre 2014, 12 :27), <http://www.swissinfo.ch/fre/initiative-ecopop/41140974>, consulté le 3 décembre 2014. 松尾一郎特派員執筆「移民規制強化を否決 — スイス国民投票、大差」、2014年12月1日付朝日新聞夕刊第2面記事。）。)

¹⁷ 現行憲法では次のように規定されている。

第140条（義務的レファレンダム）

①以下の事項については、国民及びカントンの投票に付される。

- a. 連邦憲法の改正
- b. 集団的安全保障のための組織又は超国家的共同体への加盟
- c. 憲法に基づかず、かつその効力が1年を超える、緊急と宣言された連邦法律。この連邦憲法は、連邦議会による採択の後1年以内に投票に付されなければならない。

②以下の事項については、国民の投票に付される。

- a. 連邦憲法の全面改正についての国民イニシアティブ
- b. 連邦議会によって否決された、一般的な提案の形式による連邦憲法の部分改正についての国民イニシアティブ
- c. 連邦憲法の全面改正が両院において意見が一致しない場合に、それを実施するか否かについての問題

第141条（任意的レファレンダム）

①以下の事項については、5万人の有権者又は8カントンの要求に基づいて、国民の投票に付される。

- a. 連邦法律
- b. その効力が1年を超える、緊急と宣言された連邦法律

た、2002 年には、スイスの国連加盟が認められた。なお、国民投票の際に、提案内容によっては、国論が分かれて、深刻な問題となることがある。筆者が留学中、1993 年 1 月に、ヨーロッパ経済地域 (Espace économique européenne, Europäische Wirtschaftsraum) へのスイス加盟の是非をめぐり、国民投票が実施された時がそうである。全有権者数のうち、賛成 55.8%、反対が 44.2%、他方、カントンレベルでは、フランス語圏の 3 つのカントンが強く賛成、それ以外のカントン (ドイツ語圏、イタリア語圏、レトロマンシユ語圏) が反対したために、この提案は否決された¹⁸。なお、現在に至るまで、スイスは EC との統合に消極的である。

第 3 に、伝統的に直接民主制をとっているスイスではあるが、男女平等原則は必ずしも定着してない。前述したように、スイスで女性参政権が認められたのは 1971 年であ

c. 憲法又は法律が (任意的フレアレンダムを) 予定している連邦決議

d. 以下の国際条約

1. 期限が付されず、かつその終了通告をなし得ないもの
2. 国際組織への加盟を予定するもの
3. 多国間における法の統一化をもたらすもの

②連邦議会は、その他の国際条約についても任意的レファレンダムに付することができる。

第 142 条 (必要過半数)

①国民の投票に付される提案は、投票者の過半数がこれに賛成した場合に、承認される。

②国民及びカントンの投票に付される提案は、投票者の過半数及びカントンの過半数がこれに賛成したときに承認される。

③カントンにおける国民投票の結果は、当該カントンの票とみなされる。

④オブヴァルデン、ニートヴァルデン、バーゼルーシュタット、バーゼルーラントシャフト、アペンツェル・アウサーローデン及びアッペンツェル・インナーローデンの各カントンは、それぞれ 2 分の 1 のカントン票を有する。

(関根・岡本共訳前掲書、pp.82-83)

¹⁸ Cf., 'EWR nach Rekordstimmeteiligung am Stände- und hauchdünn- am Volksmehr gescheitert. Tiefer Graben zwischen der Deutschschweiz und der Romandie', in NZZ, lundi, 7. décembre 1992, p.1, 13-14. 'La Suisse isolée et divisée', *Le nouveau Quotidien*, édition spéciale, lundi 7 décembre, 1993, pp.1-7. 田口晃「スイスは何故ヨーロッパ統合に消極的か」(日本政治学会編『年報政治学 1993 EC 統合とヨーロッパ政治』、岩波書店、1993 年、pp.127-152)。なお、ドイツ語圏のうち、外国人が多く居住しているバーゼル都市、チューリッヒ、ルツェルンの 3 カントンでは賛成票が多かった。このように、政治経済上の問題で、スイスロマンド地方とスイスアレマン地方が深刻に対立することを、「Röstigraben」という。「Rösti」とは、馬鈴薯を細かく刻み、牛肉の細切れと共に炒めた、アレマン地方の郷土料理である。ロマンド地方では好まれないことから、両地方の亀裂を、この料理になぞらえて表現している (Cf., Antoine BAILY et al., "Suisse", collection *Guides Bleus*, Librairie Hachette, 1991, p.147. 踊共二「スイス料理はあるか? 一食文化」(森田・踊共編前掲書、p.108、112)。

る¹⁹。社会全体で女性の社会進出が遅れているために、女性問題担当連邦委員会（Eidgenössische Kommission für Frauenfrage (=EKF)/Commission fédérale pour les questions féminines (=CFQF)) が置かれ、事態の改善に努めている²⁰。2015 年 3 月時点で、国民議会、全州議会で、女性議員の占める割合は、それぞれ、31%、19.6%である。政治に女性有権者の声が平等に代表されてはいない。このため、女性問題担当連邦委員会は、フェミニスト団体と協同し、2015 年 10 月に予定されている総選挙で、女性議員数をふやすべきだとの声明を発表している²¹。他方、連邦内閣（閣僚全 7 名）に占める女性数は、2015 年 3 月時点で計 3 名、割合にして 42.9%である²²。ほぼ半数に近い。1999 年には、ルート・ドレフュス（内務省）が女性としては初めて連邦大統領に就任した²³。

¹⁹ 1971 年 2 月 7 日の国民投票によって婦人参政権が実現した（Cf., Jean-François AUBERT, "Petite histoire constitutionnelle de la Suisse", collection Monographies d'histoire suisse, troisième édition augmentée, Francke éditions, Berne, 1979, p.67）。

²⁰ Cf., 'Egalité: en progrès, mais il y a encore du chemin' (17.décembre 2006), <http://www.swissinfo.ch/fre/egalit%C3%A9--en-progr%C3%A8s--mais-il-y-a-encore-du-chemin/5616862>, consulté le 29 octobre 2014. 'Gleichstellung: Ziel trotz Fortschritten noch weit entfernt' (17.décembre 2006), SWI swissinfo.ch., <http://www.swissinfo.ch/ger/gleichstellung--ziel-trotz-fortschritten-noch-weit-entfernt/5627558>, consulté le 29 octobre 2014. 野嶋篤「女性と社会—男女共同参画」（森田・踊共編前掲書、pp.147—156 に所収）。

²¹ Cf., 'La CFQF et les organisations féminines se mobilisent: il faut plus de femmes au parlement!', http://www.admin.ch/aktuell/00089/index.html?lang=fr&print_style=yes&msg-id=56472, consulté le 11 mars 2015. 'EKF und Frauenorganisationen fordern: mehr Frauen ins Parlament!', http://www.admin.ch/aktuell/00089/index.html?lang=de&print_style=yes&msg-id=56472, consulté le 11 mars 2015.

²² Cf., 'La représentation des femmes au niveau cantonal et national, depuis 1971', Statistique Suisse, Office fédéral de la statistique, <http://www.portal-stat.admin.ch/nrw/files/fr/04.xml>, consulté le 13 mars 2015. 'Die Frauenrepräsentation auf nationaler und kantonaler Ebene, seit 1971', Statistik Schweiz, Bundesamt für Statistik, <http://www.portal-stat.admin.ch/nrw/files/de/04.xml>, consulté le 13 mars 2015.

²³ スイス憲法第 176 条によると、連邦大統領の任期は 1 年間であり、内閣で議長を務めるに過ぎない（関根・岡本共訳前掲書、pp.89—90）。アメリカ、フランスの大統領のような強大な権限はない。連邦大統領のポストは閣内での持ち回り制である。連邦閣僚に選出されると、よほどのことがない限り、連邦大統領就任が約束されている。スイスでは、1984 年にエリザベート・コップが女性として初めて連邦閣僚（司法・警察省）に選出された。しかし、彼女は就任直後の政治的スキャンダルで辞任した。それだけに、女性として 2 人目となるドレフュスの連邦閣僚選出は、大々的に報じられた（Cf., 'Ruth Dreifuss in den Bundesrat gewählt – Verzichtserklärung Francis Matteys', 'Eine ungewöhnliche Bundesratswahl – Ruth Dreifuss obsiegt im dritten Wahlgang', in NZZ, jeudi, 11. mars 1993, p.1, 19）。ちなみに、筆者が 1991 年にスイスに留学した時に、日本の衆議院議長は土井たか子氏であった。スイス人の関心を集め、「日本では、いつ女性の内閣総理大臣が誕生するのか」と質問されたことがある。

2007 年と 2011 年には、ミシュリン・カルミレイ（外務省）、2009－2010 年にはドリス・ロイトハルト（環境・エネルギー省）、2012 年にはエヴリンヌ・ヴィドマー・シュルンブ（大蔵省）、2015 年にはシモネッタ・ソマルガ（司法・警察省）ら女性閣僚が大統領に就いている。なお、民間企業においても、女性の幹部職員登用はヨーロッパ諸国に比べ、少ない²⁴。スイス社会の高齢化、そして外国人労働力流入への抵抗があるため、高学歴者の 50%を占める女性を重要ポストへ配置しないことは、経済的に見ても無意味だとの議論がある。しかし、現状では、営業部門における女性の管理者数は依然として少ない²⁵。

II. 永世中立

ここでは、第 1 に、周辺諸国に干渉されてきた歴史的、地理的背景からスイスが中立を志向するようになったこと、第 2 に、自らの独立を守り抜くために国民皆兵制を敷くようになったこと、以上 2 点を述べておきたい。

第 1 に、スイスの国家としての歴史は、周辺諸国と関係した紛争の歴史でもあった。1291 年にウーリ、シュヴィッツ、ニーヴァルデン各地方の渓谷にある村落が締結した同盟が、スイス建国の起源とされる。しかし、これは、当時、この地域に君臨していたハプスブルク家からの独立を意味した。

1648 年 10 月に、三十年戦争を戦ったヨーロッパ諸国間でウェストファリア条約が締結された。この条約により、スイスが神聖ローマ帝国から正式に独立を認められた。この背景には、スイス国内のカントンの中には、直接に戦場となった地域もあったこと、更には、三十年戦争の原因となったキリスト教宗派間の抗争が、スイス国内をも席卷した事実がある。

²⁴ 例えば、金融部門において、女性幹部の占める割合が少ないとの報道がある（Cf., 'Wenige Frauen an der Spitze – Der Frauenanteil in den Chefetagen von Schweizer Finanzunternehmen ist gering', in NZZ (Internationale Ausgabe), samedi 6 – dimanche 7 décembre 2014, p.14)。

²⁵ Cf., Nicole RÜTTI, 'Mehr Frauen an der Spitze – Erste Spuren der Quotendiskussion', 'Frauenquoten - Die Drohung zeigt Wirkung', in NZZ (Internationale Ausgabe), samedi 7 – dimanche 8 mars 2015, p.9 et 10.

1789 年のフランス大革命はスイスをも揺さぶった。スイスに進駐したナポレオン軍は、フランス語圏スイスの一部を属国とし、さらにはベルンにヘルヴェチア共和国を樹立した。1814 年にナポレオンがワーテルローの戦いで敗北すると、列国はウィーン会議を開き、ナポレオン以前の体制にもどすことを協議した。この交渉の場に、スイス側は代表を派遣し、スイスの独立と中立化を確保しようとした。列国側も、スイスの独立と中立化を実現することが、自らの利害にも適うことを理解した。その結果として、承認されたことが、スイスの永世中立である²⁶。その結果、スイスはいかなる武力抗争にも関与しないことを国是とするようになった²⁷。しかし、この国是は、却って、スイスの外交政策を縛ることになった。具体的には、国内に多くの国際機関を置きながら、スイス自身は、国連に加盟しないという状態が続いた。ようやく、2002 年に実施された国民投票でスイスの国連加盟が実現した²⁸。

²⁶ スイスの永世中立とスイス領土の不可侵性の承認と保証に関する文書（1815 年 11 月 20 日）

3 月 20 日のウィーン声明に署名した列強は、本文書においてスイスの永世中立正式・確定的に承認する。また、一部はウィーン会議文書により一部は当今のパリ条約により取り決められた新しい国境におけるスイス領土の保全と不可侵性を保証する。ここに純粹のかたちで添付されている 11 月 3 日の議事録通りに、スイス盟約者団に対しサヴォイ領から新たな領域を与え、カントン・ジュネーヴと〔スイスを〕結び、往來ができるようにする。（中略）

3 月 20 日の声明に署名した列強は、当今の確定した文書によって、スイスの中立と不可侵性、並びに諸外国の干渉からの独立が、すべてのヨーロッパ諸国の真の利害と一致することを認める。

列強は、連合部隊がスイス領土の一部を通過せざるをえないきつかなった事件を根拠にして、スイスの中立と領土の不可侵性に関する諸権利に不利となる結論を引き出すことはできないし、すべきではないことを言明する。5 月 30 日の協定において諸カントンの自由な同意によって認められた部隊通過は、3 月 25 日の同盟条約に署名した列強によって明らかにされていた諸原則に、スイスが公然と参加した自然の結果であった。

列強は、この試練の状況下にスイス住民が全体の公益のために、また、列強が一致団結して守った事柄を支持して、多大な犠牲を払う用意を示したことを高く評価する。また、そのスイスの行動によってスイスは、すべてのヨーロッパ列強が参加するように要請されたウィーン会議・当今のパリ条約・当該文書の諸規定によって保証される利益を享受するに値することを承認する（森田安一訳「スイスの永世中立の承認（1815）」（歴史学研究会編『世界史史料 第 6 巻 ヨーロッパ近代社会の形成から帝国主義へ』、岩波書店、2007 年、p.131 に所収）。

²⁷ 現行スイス憲法第 173 条 a 号には「連邦議会は、スイスの対外的安全、その独立及び中立の保持のための措置を講じる」、同第 185 条第 1 項でも「連邦参事会（＝連邦内閣）は、スイスの対外的安全、その独立及び中立の保持のための措置を講じる」と規定している（括弧内は引用者。関根・岡本共訳前掲書、p.88、91）。

²⁸ なお、当時の連邦大統領ガスパー・ヴィリガーは、スイスの国連加盟が国是の永世中立とは矛盾しないことを、2002 年 9 月 10 日の国連総会で表明している。すなわち、非加盟の時代から、スイスは既にオ

第2に、永世中立は、現実的な手段を欠くと、周辺諸国からの侵略の前に無力である。このため、スイスで採られている制度が国民皆兵制である²⁹。すなわち、武装中立である。元来、天然資源がなく、地場産業もなかったスイスでは、古来から他のヨーロッパ諸国へ男性らが傭兵として出稼ぎに出ていた。バチカンのローマ法王庁を警備するスイス人衛兵はその名残である。一般市民が武装することは、日常的であった。

以下引用する一節は、国民皆兵制の実状をよく伝えている（画像7、画像8）。

七月に入ると、急にどこの町にも若い兵士たちの群れが目立って見られるようになる。

ブザーバー参加という形で、国連活動に協力してきたからである（Cf., 'Adhésion de la Suisse à l'ONU', discours de M. Kaspar Villiger, président de la Confédération, prononcé devant l'Assemblée générale des Nations Unies, <http://www.efd.admin.ch/dokumentation/reden/archiv/02538/index.html?lang=fr>, consulté le 13 mars 2015. 'UNO-Beitritt der Schweiz', Rede von Bundespräsident Kaspar Villiger an der UNO-Vollversammlung, <http://www.efd.admin.ch/dokumentation/reden/archiv/02538/index.html?lang=de>, consulté le 13 mars 2015)。

²⁹ この制度は次のようになっている。

第58条（軍隊）

- ①スイスは軍隊を有する。この軍隊は、基本的には民兵の原則に基づいて組織される。
- ②軍隊は、戦争の防止に寄与し、平和の維持に貢献する。軍隊は、国とその住民を守護する。軍隊は、国内の治安の重大な脅威を防止する際、及びその他の非常事態に対処する際、文民当局を支援する。法律は、他の任務を規定することができる。

第59条（兵役と代役）

- ①すべてのスイス人男性は、兵役に就くことを義務づけられる。法律は非軍事的代役について規定する。
- ②スイス人女性については、兵役は自由意思に基づくものとする。
- ③兵役、代役のいずれにも就かないスイス人男性は、税の支払を義務づけられる。この税は、連邦により課され、カントンによりその額が査定され、徴収される。
- ④連邦は、収入の損失に対する適正な補償に関する法令を定める。
- ⑤兵役又は代役の任務遂行中に健康を損ない、あるいは生命を失った人は、自分自身又は近親者のために、連邦の適正な援助を求める権利を有する。

第60条（軍隊の組織・教練・装備）

- ①軍事立法、軍隊の組織・教練・装備は、連邦事項である。
- ②カントンは、連邦法の枠内で、カントン部隊の形成、この部隊の将校任命と昇進、一部の衣服と装備の調達についての権限を有する。
- ③連邦は、適正な補償をすることにより、カントンの軍事施設を引き受けることができる。

（関根・岡本共訳前掲書、pp.61－62）

やや古くなっているが、スイス軍制について次の文献がある。斎藤靖夫「〈論説〉スイス連邦の軍制について（1）（2）完」（神奈川法学誌、第16巻第2・3号、pp.327－353、第17巻第2・3号、pp.161－209）。



画像7 初年兵学校入校時の新兵ら

(<http://www.vtg.admin.ch/internet/vtg/fr/home/militairdienstrekrut/rs.html>, スイス国防・市民保護・スポーツ省 (Département fédéral de la défense, de la protection de la population et des sports DDPS) の御厚意により 2015 年 4 月 10 日に参照・引用)。



画像8 装備一式を引きながら移動中の新兵ら

(現在ではスイス国防・市民保護・スポーツ省 (Département fédéral de la défense, de la protection de la population et des sports DDPS) ホームページから削除されているが、同省の御厚意により 2015 年 4 月 10 日に引用)。

駅のホームにも、電車の中にも、カフェやビストロのテラスにも、背囊と自動小銃を携え草色の兵隊服の若い群れが、少し声高にしゃべり合っている。

スイスでは、…… (中略) ……、国民男子の皆兵制が定められている。

スイス国籍を持つ男子は、身体障害などの特別な場合を除いて全員、ほぼ一生にわたって兵役を行う義務がある。彼らはパン屋でも、ダンサーでも、大富豪の銀行家でも、皆一般の職業のほかに軍籍を持っている。そして軍隊での等級が、一般社会での出世にも多大な影響を与えているといわれている。

スイスの青年男子は、普通十九歳で兵役義務を受け、二十歳に達すると初めて軍事教育を受けるのである。そして一般兵士、下士官は五十歳まで、将校は五十五歳まで、年齢によって異なるがほぼ毎年、何週間かの軍事訓練や射撃訓練を受ける義務がある。スイス人の家族には、どこの家にも軍服、背囊、短剣、自動小銃など兵隊の必需品が備えられ、いつの日にか起こるかもしれない戦争のための用意におさおさ怠りないのである。

七月は、“エコール・ド・レクリュ” (初年兵学校) と呼ばれる年二回行われる新兵たちの夏の訓練期間の始まる月である。若い兵士たちは七月から十七週間にわたる軍隊生活を強いられるのである。駅のホームや町かどで家族や恋人と別れを惜しむ若い兵士たちは、まだ草色の軍服も身につかず、少年の面影を残す彼らの頬は、初めて

入隊する軍隊生活への興奮と不安で、みな薔薇色に輝いていた³⁰。

こうした武装中立により、第二次世界大戦中、スイスは辛くも隣国ドイツからの侵攻を阻止することができたのである³¹。

III. 国際人道法の拠点

1859 年 6 月、北イタリア・ロンバルディア地方のソルフェリーノにおいて、イタリア、オーストリア両軍が激しい戦火を交えた。この結果、両軍に多数の死傷者が出た。商用で付近に居合わせたスイス人実業家アンリ・デュナンは、悲惨な状況を放置できず、地元民らと共に、負傷者の救援に奔走した³²。デュナンは出身地ジュネーヴにもどり、1862 年、この時の見聞を『ソルフェリーノの思い出』という書物にまとめた（画像 9、画像 10）。そして、その中で、「戦闘中に、負傷兵を看護する救護団体を、平時から国

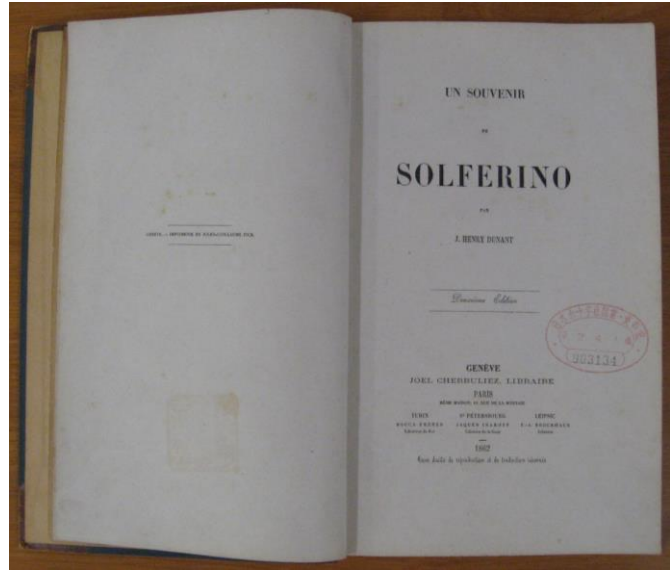
³⁰ 松永尚三著『スイス四季暦 春・夏』、東京書籍、1994 年、pp.128-129。すばる文学賞を受賞したスイス人作家デビット・ゾペティ氏は、その作品の中で兵役の実状を登場させている（デビット・ゾペティ著『いちげんさん』、集英社、1997 年、pp.11-12）。1994 年に筆者は、封切られたばかりの映画『兵営の人 (L'Homme des casernes)』をジュネーヴ市内の映画館で見た。この作品は、ヌーシャテル郊外コロンビエールの兵営に取材し、スイスにおける兵役の姿を率直に伝えていた。監督のジャクリヌ・ヴーヴ女史はドキュメンタリー映画の名匠として著名である（Cf., Antoine DUPLAN, 'Jacqueline Veuve, la cinéaste des petites gens', dans *LT*, samedi 20 – dimanche 21 avril 2013, p.32）。

³¹ 1943 年 4 月、当時のスイス国軍総司令官アンリ・ギザン将軍は、秘密裡の下、ベルン郊外のレストランで会食を兼ねて、ナチス親衛隊ヴァルター・シェレンベルク少将と面談した。この時に、ギザン将軍は「もし、ナチスがスイスに侵攻すれば、スイス側は徹底抗戦する」旨を伝えた。このことが、ドイツ側に計画中のスイス侵攻作戦を中止させる原因になったとも言われる（Cf., Willi GAUTSCHI, "*Le Général Guisan – Le commandement de l'armée suisse pendant la Seconde Guerre mondiale*", traduit de l'allemand par Corinne Giroud, Payot Lausanne, 1991, pp.520-521. IBID., "*General Guisan – Die schweizerische Armeeführung im Zweiten Weltkrieg*", Verlag NZZ, Zürich, 1989, pp.545-546）。

³² アンリ・デュナンについて、次のような評伝がある。Cf., Corinne CHAPONNIÈRE, "*Henry Dunant – La croix d'un homme*", Perrin, Paris, 2010. Roger DURAND, 'Henry Dunant et la Suisse', dans "*Citoyens de Genève, citoyens suisses 1848-1998*", édité par Comité genevois pour le 150^e anniversaire de l'Etat fédéral, Editions Suzanne Hurter, Genève, 1998, pp.66-77. 邦語文献としては、次のものを挙げておく。岡村民夫「アンリ・デュナン情熱的博愛と国際志向」（鈴木靖／法政大学国際文化学部編『国境を超えるヒューマニズム』、法政大学出版局、2013 年、pp.139-161）。吹浦忠正著『赤十字とアンリ・デュナン』、中公新書、1991 年。



画像9 アンリ・デュナン胸像（ジュネーヴ市内プラス・ヌーヴ広場前。2007年2月24日に筆者が撮影）。



画像10 アンリ・デュナン著『ソルフェリーノの思い出』扉ページ（日本赤十字社本社赤十字情報プラザ所蔵。2014年9月14日、同プラザの御諒承の下、筆者が撮影）。

際的に組織しておくべきではないか」³³と主張した。

この呼びかけに、多くの人々が賛同した。そこで、1863年2月、デュナンの他に、ギヨーム・アンリ・デュフル將軍、テオドル・モノワール医師、ギュスターヴ・モワニエ弁護士、ジュネーヴ公益協会委員長ルイ・アッピャ医師が集まり、次のような議論が交わされた。

モワニエ「ジュネーヴ公益協会は、1863年2月9日の会議で、『ソルフェリーノの思い出』なる書物の結論部で提起されている考え、すなわち、負傷者に対する救援組織を平時の間に創設し、かつ、篤志看護婦団を交戦諸部隊に随行させること、以上2点につき、真摯に検討すべきであることと決定した。……（中略）……当委員会は国際常置委員会となるべきことを明言する」（デュナン氏がこの発言を支持した）

……（中略）……

デュフル將軍「（前略）この委員会はヨーロッパ各国において組織すべきであり、

³³ アンリ・デュナン著木内利三郎訳『ソルフェリーノの思い出』、日赤会館、1969年、pp.143-146、158。
Cf., Henry DUNANT, "Un souvenir de Solfério", reproduction textuelle de l'édition originale de 1862, Comité international de la Croix-Rouge, Genève, 1990, pp.113-115, 124-125.

戦争勃発と同時に活動できるようにすべきである。……（中略）……以下のことを目的として、標識、制服、又は標章を着用することが妥当である。すなわち、その目的とは、広く認知されたそれらの標章を呈示することにより、戦地における救護活動を継続することにある（後略）」

……（中略）……

デュナン「（前略）当委員会が構想している活動の中で重要となるのは、篤志看護師らを戦場に派遣することのみならず、当委員会の活動範囲が極めて広範であることを公衆に諒解してもらうことである。当委員会の提案では、以下の諸点を内容とすべきである。第1に、負傷兵搬送手段を改善すべきこと、第2に、野戦病院における業務を充実させること、第3に、負傷兵又は傷病兵を治療するにあたり、有用な技術改善を広範に実施すべきこと、第4に、救護手段を展示する博物館を実際に創設すべきこと（この博物館は非戦闘員に対し、有用な啓蒙手段となるであろう）、等々。デュナン氏によると、諸委員会（＝当「国際負傷軍人救護常置委員会」及び「（ヨーロッパ各国においても組織される）委員会）は、常置すべきであり、かつ、まさしく国際的な博愛精神に則って運営すべきである。これら諸委員会は、様々な種類の救護活動を提供するために、便宜を図るべきである。そのために、これら諸委員会は、税関障壁を免除され、かつ、いかなる種類のものであれ、内部資金の着服を起こしてはならない。ヨーロッパ各国において、諸国家元首が、これらの諸委員会を、自ら後援して下さるであろうことを、懇請すべきであろう」³⁴（下線部はいずれも引用者）

こうして、国際負傷軍人救護常置委員会が発足した³⁵。この委員会は、デュナンが提

³⁴ Cf., "Procès-verbaux des séances du Comité international de la Croix-Rouge 17 février 1863 – 28 août 1914", édités par Jean-François Pitteloud avec collaboration de Caroline Barnes et de Françoise Dubosson, Société Henry Dunant/Comité international de la Croix-Rouge, Genève, 1999, pp.16-19.

³⁵ この5人委員会は事実上、後述する赤十字国際委員会の原型となった。したがって、これら5名は、赤十字国際委員会の創設委員となる（Cf., Pierre BOISSIER, "Histoire du Comité international de la Croix-Rouge – De Solférino à Tsoushima", réimpression de l'édition originelle de 1963, Institut Henry-Dunant, Genève, 1987, pp.72-75. 榊居孝・森正尚共著『新版 世界と日本の赤十字 ―世界最大の人道支援機関の活動』、東信堂、2014年、pp.15–16）。



画像 11 赤十字国際委員会 (Comité international de la Croix-Rouge) 本部 (2007 年 2 月 10 日に筆者が撮影)。

唱した国際的救護団体作りを、国際的に呼びかけた。1864 年 8 月、スイス政府の主導でジュネーヴに集まったヨーロッパ諸国の間で、「戦地軍隊に於ける傷者及び病者の状態改善に関する 1864 年 8 月 22 日のジュネーヴ条約」が締結された³⁶。以後、この条約に加盟する各国ごとに、赤十字社が設立され、赤十字活動が国際的規模で開始された。その本部となるジュネーヴの委員会は、1880 年に、赤十字国際委員会と改称された (画像 11)。こうして、スイスは国際人道法の拠点となった。

日本と赤十字との出会いについて述べておく。幕末と明治初年に渡欧した佐野常民は 1863 年のパリ万博、1873 年のパリ万博で赤十字の展示を視察し、帰国後に博愛社を創設した³⁷。1886 年、日本政府はジュネーヴ条約に加盟した。同年、博愛社は日本赤十字

³⁶ 2014 年はジュネーヴ条約成立 150 周年となる (Cf., Volker PABST, 'Gegen das Schweigen der Gesetze – Vor 150 Jahren wurde in Genf die erste Konvention zum humanitären Völkerrecht unterzeichnet', in *NZZ* (Internationale Ausgabe), samedi 23 – dimanche 24 août 2014, p.7)。これにちなみ、スイス連邦大統領ディデ・ブルカルテル、赤十字国際委員会総裁ペーター・マウラーの連名による声明文が内外各紙に報道された (ブルカルテル/マウラー「ジュネーヴ条約 150 年 人道法のさらなる尊重を」、2014 年 8 月 23 日付朝日新聞日刊第 13 面。Cf., 'Le président Burkhalter et le CICR s'engagent pour un meilleur respect du droit humanitaire', dans *LT*, jeudi 21 août 2014, http://www.letemps.ch/Page/Uuid/103b042c-2849-11e4-8ab3-d33d36d7ae61/Le_président_Burkhalter_et_le_CICR_sengagent_pour_un_meilleur_respect_du_droit_humanitaire, consulté le 9 mars 2015)。

³⁷ 泉澤守行「ジュネーヴ条約 150 周年 — 極東の一番端の国とジュネーヴ条約」(人道研究ジャーナル誌 vol.3、日本赤十字国際人道研究センター (日本赤十字学園内)、2014 年、pp.27–39 に所収)。

社と改称された。そして現在に至っている³⁸。

なお、第一次世界大戦後、戦争のない平時においても、各国赤十字社は、大きな自然災害が起こった場合に、相互に協力して人道活動を実施すべきだという動きが起こった。こうして、1915 年 9 月に発足したのが、国際赤十字・赤新月社連盟である。その発案者の一人は、日本人国際法学者蜷川新である³⁹。

むすびにかえて

現在、我が国では、国政レベルでは国民投票、地方自治レベルでは住民投票という制度がある。これらは、いずれも直接民主制的な制度である。今後、これらをどのように運営していくかが課題である。その際に、新旧の両側面を併せ持つスイスの直接民主制の実状が参考になるかもしれない。

また、敗戦後の日本を、「東洋のスイス」にすべきだとの考えがかつてあった⁴⁰。戦争の惨禍による深刻な反省に由来するのであろう。だが、スイスにおける平和には、自らが武装しなければ、周辺諸国からの干渉より自国を守りぬくことができないという厳しい背景があった。

更に、赤十字というと、我が国では、献血事業、そして年末海外助け合いが連想されがちである。実際には、戦争や自然災害の際に、世界的規模で救援活動を実施する人道

³⁸ 日本の赤十字活動とスイスとの関係を概観したものとして、次の拙稿を参照されたい。大川四郎「赤十字と日本 ― 岩倉使節団から敗戦まで」(人道研究ジャーナル誌 vol.4、2015 年、pp.140―145 に所収)。

³⁹ 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』、東京大学出版会、2002 年、pp.390―391。蜷川新著『興亡五十年の内幕』、六興出版、1948 年。蜷川は、国際赤十字連盟につながる構想を次の論稿の中で述べている。Cf., Dr.A.NINAGAWA, “Le rôle futur de la Croix-Rouge et le Pacte de la Paix”, dans *Revue Internationale de la Croix-Rouge*, Genève, 1919, pp.257-267 ; IBID, “La Ligue des Nations et la Ligue de Croix-Rouges”, *op.cit.*, pp.621-624. Daphne A. REID et Patrick F.GILBO, “Beyond Conflict – The International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, 1919-1994”, International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, Geneva, 1997, p.34, 37, 40. 東浦洋「日本人がその創設に影響を与えた国際機関」(人道研究ジャーナル誌 vol.4、2015 年、pp.146―171)。

⁴⁰ 森田安一「スイス像の変遷とその日本社会への影響 ― 主として、明治維新时期と 1945 年以降を対象として」(森田安一編『スイスと日本 ― 日本におけるスイス受容の諸相』、刀水書房、2004 年、pp.15―36 に所収、特に p.25 以下)。

機関である。そして、その発祥地はスイスである。国際紛争そして自然災害の発生が予測できない今日、私達は、国際人道法、具体的には赤十字について理解を広げるべきだろう。

地理的には、スイスは、九州とほぼ同じ面積しかない小国である。しかしながら、永い歴史と多様な文化を有し、この国の在り方は、多くの示唆を今後も日本と日本人に与えてくれることだろう。

京都産業大学外国学部の学生の皆さんにとり、本稿がいささかでも参考になれば、幸いである。

(後記：本稿に画像写真を引用するにあたり、以下の方々に御協力いただいた。記して御礼申し上げる。アッペンツェル・インナーローデン準州政府広報課シュテファニー・ジュッター女史 (Madame Stefanie Sutter, Kommunikationsstelle, Ratskanzlei, Kanton Appenzell Innerrhoden)、スイス連邦政府国防・市民保護・スポーツ省参謀本部長イヴ・ビクセル博士 (Dr. Yves Bichsel, Chef de l'état-major du Département fédéral de la défense, de la protection de la population et des sports)、元ジュネーヴ州儀典課長・現ジュネーヴ州サヴァタン警察学校教授ドミニク・ルイ大佐 (Colonel Dominique Louis, ancien Chef du Protocole de la République et canton de Genève, actuellement Professeur à l'Académie de police et maître de la cérémonie de remise des brevets fédéraux à Savatan)、ジュネーヴ大学法学部法制史研究室ヴィクトル・ムーニエ教授 (Professeur Victor Monnier, Département d'histoire du droit et doctrines juridiques et politique de la Faculté de droit de l'Université de Genève)、横山瑞史氏 (日本赤十字社本社赤十字情報プラザ)。)

現地報告：スイス・フランス語圏について

長谷川 晶子

2014 年夏に研究の实地調査のため、フランス共和国、ベルギー王国、スイス連邦の三ヶ国を訪問した。ジュネーヴ大学大学院（文学部）にかつて一年半留学していたこともあって、スイス・フランス語圏について比較的知っているつもりでいたが、三つのフランス語圏を短い期間に連続して訪れることで、スイスの特殊性が前よりいっそう具体的に見えてきたように感じた。この報告では、ジュネーヴを初めとしたスイス・フランス語圏の街並みと言語表記に注目し、ブリュッセル、パリと比較しながら、留学中にはうまく表現できなかったこの国特有の意識を、ひとりの旅人の目に映ったものを通して報告していきたい。

パリの北駅から高速列車タリスに乗ると、一時間半弱でブリュッセル南駅に到着する。同じ言語圏であるとはいえ、ブリュッセルに着くとすぐに、フランスとは別の国に来たことを意識させられる。それは第一に、街中の表記が二言語表記になっていることが大きく影響しているのだろう。たとえば、わたしは地下鉄のブルス駅の近くのホテルに滞在したが、入口を示す看板は図 1 のように、左



図 1 地下鉄ブルス駅の地上入口の表記

https://www.google.cohttp://commons.wikimedia.org/wiki/File:Bourse-Beurs_metro,_Bruxelles.jpg (2015 年 2 月 26 日閲覧)

手にフランス語で「Bourse」、右手にオランダ語で「Beurs」と併記されている。このようなことは、ベルギーとの国境付近のフランスの街でも見かけない。もちろんブルターニュ地方などではブルトン語が表記されることもあるが、フランス語とブルトン語の表

記が上下に置かれることが多い（上がフランス語、下がブルトン語）。ブリュッセルでは、表記を横並びに記すことによって、言語の優位を中和して、フランス語とオランダ語の平等性を示そうとしているのだろう。

国鉄駅のホームの時刻表は、フランス語とオランダ語が横並びに交互に置かれている。同じデザインで言語だけ別なので、一見したところ区別がつかず、観光客にとっては親切なものとはいえない。また、地下鉄構内に掲示されている広告については、図 2

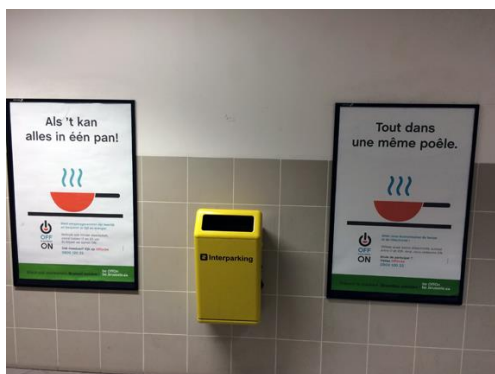


図 2 地下鉄駅の壁の広告（「ひとつのフライパンですべてができる」左がオランダ語、右がフランス語）
<http://offon.be/fr/que-font-les-autres-bruxelles-offon> (2015 年 2 月 26 日閲覧)

の言語で標語をまとめて書いたらよいのではないかと感じるひとは多いのではないか。もちろんこのような二重表記は、ベルギー王国全土に見られるわけではなく、ブリュッセルに特有のものである¹。ブリュッセル以外の街では、オランダ語圏ではオランダ語で書かれた広告が、フランス語圏ではフランス語で書かれた広告が、ドイツ語圏ではドイツ語の広告が掲示されるのが普通である。

よく知られているように、ベルギー王国では 1830 年にオランダから独立したあと、19 世紀を通じてオランダ語圏とフランス語圏のあいだで言語戦争が繰り返し起こった。1993 年に連邦国家になって、ドイツ語圏も含めて、ひとつの国として統一を果たした。ベルギーの首都ブリュッセルは、フランス語圏ではあるが、オランダ語圏のなかに浮島のように位置している。このようなブリュッセルの特殊事情があるとはいえ、二言語の表記は、二言語を平等に扱い、調和を目指しているように見えながら、逆に拮抗を結果的に露呈してしまっているようにも見える。

ブリュッセルの街並みについて少し言及すると、雑然とした印象を受ける。二言語表記を別にしても、旧市街の古い町並みのなかに突然 20 世紀の国民的漫画タンタンの

¹ オランダ語圏であっても、たとえば観光客の多いブリュージュでは、フランス語の表記も見られる。そのブリュージュでも二つの言語の広告の並置は見なかった。

壁面が現れたり、優雅なサブロン地区に突如ガラス張りの現代建築が現れたりする。この町の景観は、中世の建物からアール・ヌーヴォーを経て現代建築まで、ハイカルチャーからサブカルチャーまで、様々な文化が猥雑に、統一感なく拮抗し、集積している。調和や統一感を感じさせないものの、完成していないがゆえに変化する可能性を秘めたダイナミズムを感じさせる。

さて、話をスイスに移そう。わたしは今回ローザンヌ、ジュネーヴ、シオンに滞在した。ジュネーヴとローザンヌはレマン湖北岸の街であり、ヴァレー州の州都シオンはレマン湖の東端から山のなかに入ったところにある。ブリュッセルと比較するのであれば、本来ならスイスの首都ベルンを扱うべきなのかもしれないが、ジュネーヴはスイス・フランス語圏を代表する街であり、国連ヨーロッパ本部や国連赤十字などの国際機関が集結している。EU 本部や NATO などの機関の集まるブリュッセルと充分比較できるような国際都市である。



図 3 スイス国鉄の列車に描かれた公式ロゴ[撮影：長谷川晶子]

スイスの公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語の三つの言語と定められている（民族語でいえば、ロマンシュ語が加わる）。スイスでの言語表記は、ドイツ語圏ではドイツ語、フランス語圏ではフランス語と、多くの場合、土地のことばを最優先させており、地域言語主義が貫かれている²。

ジュネーヴ駅の標識は「Genève」のみであり、シオン（Sion）でもドイツ語「Sitten」の表記はなかった。それはフランス語圏に限らず、留学中に訪れた首都ベルンでも、ブリュッセルとは異なり、看板などはドイツ語で表記されていた。また、すべての言語圏を運行する国鉄のロゴは、図 3 に見られるように、話者人口の多い順に SBB（ドイツ語）、CFF（フ

² 二言語を公用語とするヴァレー州、フリブール州や、使用者が 5 万人に満たないロマンシュ語圏では状況は異なるという（小林和子「多言語国家スイスの初等学校における言語教育の動向—第二言語教育か英語教育か—」、『高岡短期大学紀要』第 12 巻、1998 年、122 頁）。

ランス語)、FFS (イタリア語) のイニシャルが常に同じ順番で記されている³。社内アナウンスについては、気づいた限りでは、スイス・フランス語圏では、ドイツ語圏行きの列車のなかではフランス語、英語、ドイツ語の順番でなされていた。イタリア語圏からフランス語圏に向かう列車のなかでは、イタリア語、英語、フランス語の順番であったと記憶している。連邦制の歴史が 1291 年からと長い分、公用語も法律で定められており、言語圏間の争いが起きないよう、非常に気を遣っており、安定感を感じさせるほどだ。

スイス・フランス語圏の街並みについていうと、ブリュッセルのような猥雑さとダイナミズムを感じさせるものにはほとんど出会わなかった。安定していて、清潔で整っているという印象を受ける。スイスの街並みはどこも落ち着いた色で統一されていて、整然としている。今回のスイス滞在で改めて、彼らが秩序へ努力しているということに気づかされた。考えてみれば、日本の九州ほどの国土をもつスイスの国土には、山、川、湖が多く、平地は少ない。そのためか、平地には可能な限り手を入れている。今回訪れた場所はワインの名産地が多かったということもあって、列車やバスのなかから葡萄畑がよく見えた。気をつけて見ると、こんな狭い場所や場所によく作ったと思われるよう

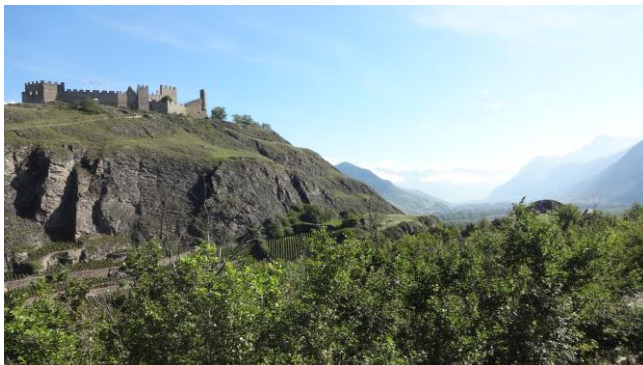


図 4 シオンのトゥルビヨンの城[撮影：長谷川晶子]

な場所にも畑が作られている。図 4 はシオンのトゥルビヨンの城という 12 世紀の城の廃墟のある丘を撮影した写真だが、険しい岩肌付近ぎりぎりまで葡萄畑が広がっているのが確認できる。

ところで、スイスでは田舎でも都会とそんなに変わらない生活がおくれるようになっている。人口 32164 人(2013 年現在。

³ スイス・インターナショナルエアラインズの機体には上からドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語が記されている(スイス文学研究会編『スイスを知るための 60 章』明石書店、2014 年、54 頁)。ちなみにベルギーの国鉄のロゴは「B」である。フランス語圏では、ベルギーを指すであろう「B」のあとに SNCB、オランダ語圏では NMBS と表記される。

シオン市の統計による⁴⁾ の基礎自治体のシオンには、デパート、美術館、映画館、銀行、スーパー（MIGROS と COOP）と文明的な生活を送るのに十分な施設が整っており、バスの路線も充実している。スイスでは、都会であれ田舎であれ、どこで暮らしても最低限の生活を保障するために国あるいは自治体が努力している様子が伺える。

スイスでは、あまり人が通らないような場所もきちんと整えられているのには驚かされる。たとえば、シオンからバスに乗って 30 分ほどのところにあるランス（Lens）という山間の小さな村落にピエール・アルノー財団という美術館がある。2013 年に建てられた現代建築（建築家：Jean-Pierre Emery）で行われた展覧会の調査のためにここを訪れたのだが、美術館の来訪者は数えるほどしかいなかった。誰も通らないかもしれないのに、図 5 に見られるように、ガラスばりの現代建築の裏の遊歩道は、丁寧に掃き清められている。この財団に限らず、シオンやランスのいたるところ、家屋の壁は塗り直され、窓は綺麗に拭かれてお



図 5 ランスのピエール・アルノー財団
[撮影：長谷川晶子]

り、花壇も手入れされており、清潔で整然としているように見せるための努力が丹念になされている。スイスにおいては、日本と同じように、美と清潔が結びついているのだ。

このようにピカピカに磨き上げられた町と対照的なのは、パリのモンマルトルやモ



図 6 チュイルリー庭園 [撮影：長谷川晶子]

ンパルナスなどの庶民的な地区であるのかもしれない。もちろんパリでも、シャンゼリゼやチュイルリー庭園などの界限は、非常に優雅で美しい。たとえば図 6 に写っている建物は、高さがそろっていて、同じような灰色の屋根である。このような華美な地区でも、スイスのように窓ガラスがピカピカに拭かれていたり、道にゴミが落ちていなかったりする

⁴ <http://siontourisme.ch/index.php/fr/>（2015 年 2 月 26 日閲覧）

ことはあまりない。ここには古びたものの美しさがある。

スイスの塗り直された壁と対照的なのは、たとえば、ユトリロが描いたような下町のひび割れた建物の壁や、ブラッサイの撮影した落書きされた壁である。フランスに行くたびに、いろいろな壁を見ながら、日本でなら必ず修繕されるだろうと思う。だがこのひび割れた壁はなかなか味わい深いものだ。スイスからパリに着いて考えたのが、パリには「uséの美学」とも呼べるような独特の美意識があるのかもしれないということだった。「usé」とは「使い古された」とか「擦り切れた」という意味のフランス語だ。パリには古びたもの、ぼろぼろになったものもそのまま「放っておこう *laisse tomber*」とする大らかさがある。パリの下町には、擦り切れているのが格好いいと思うような美意識があるのだと思う。

一方のスイスはより实际的であるように思われる。美意識においても「調和への意志」というものを感じさせる。スイスでは厳しい自然に負けないような堅固な建物を建てる。壁は塗り替えて保存する。どの言語圏であっても、田舎でも都会であっても、平等に都市の規模に合わせながら発展させ、国民が一定の水準の生活を送れるようにしなければならない…などなど、強い意志が一貫して見られる。この意志は、EUに加入せず、永世中立国を守り、四つの言語圏をひとつの国として統一する努力と底を通じているのだろう。スイスには世界中から観光客が押し寄せるが、彼らのお目当ての自然もまた、スイス人が驚異的な努力をして整えたものである。たとえばツェルマットとサン・モリッツを結ぶ氷河急行によって、快適に氷河を見られるようになったが、それまでにどれだけの時間と労力を積み重ねてきたかを想像するだけで眩暈がしそうだ。

今回の発表では、三つのフランス語圏を旅しながら自分が見たこと、気がついたことを臨場感をもって伝えることを目標としたため、アール・ブリュットの作り手をはじめとした、スイス人の真つ当な秩序への意志の影で負の部分の請け負った人たちについては触れられなかった。これについては今後の課題としたい。

『アルプスの少女ハイジ』とスイス¹

杉村 涼子

1 なぜ『アルプスの少女ハイジ』なのか

日本においてスイスの文学について語ることは容易ではない。ゲーテやトーマス・マン、あるいはヘルマン・ヘッセなどであれば、たとえ昨今文学が読まれなくなったとはいえ、日本人にとって身近な存在であり、演習を受講してくれている学生のなかにも、これらの作家のファンは結構多い。しかし、スイス文学となるとどうであろうか。マンやヘッセはスイスに移住した作家ではあっても、スイスが生んだ作家ではない。厳密な意味でスイス出身と言える作家の例として、筆者が多少なりとも知っている範囲に限れば、18世紀では長大な詩『アルプス (Die Alpen)』の作者アルブレヒト・フォン・ハラー (Albrecht von Haller)、19世紀ではゴットフリート・ケラー (Gottfried Keller)、イエレミアス・ゴットヘルフ (Jeremias Gotthelf)、20世紀ではマックス・フリッシュ (Max Frisch)、フリードリヒ・デュレンマット (Friedrich Dürrenmatt)、最近ではドイツでもベストセラー作家となったパスカル・メルシエ (Pascal Mercier)²などを挙げることができるであろうが、彼らの作品を読んだことがある学生が果たして何人いるであろうか？

しかし、『アルプスの少女ハイジ』となれば、たとえ原作を読んだことはなくても、題名すら聞いたことがない日本人は少ないであろう。幾つかの担当クラスで学生に尋ねたところ全員が知っていた。その多くは高畑勲監督によるテレビのアニメシリーズを通

¹ 本稿は平成26年12月13日、京都産業大学外国語学部ヨーロッパ言語学科再編記念シンポジウム「スイスの魅力を再発見：ヨーロッパとの新しい出会い」にて行った講演を加筆、訂正したものである。人名、書名等について、必要と思われる場合は適宜原語表記を示しておいた。

² 本名はペーター・ビエリ (Peter Bieri)。2007年までベルリン自由大学哲学科の教授職にあり、筆者も1年間講義を聴く機会に恵まれた。小説家としての代表作はベストセラーになり、2013年に映画化もされた『リスボン行夜行列車 (Nachtzug nach Lissabon, Carl Hanser Verlag 2004)』である。

してではあったが、アニメ化されたということは、『赤毛のアン』の場合と同じく、少女文学としての知名度がすでに確立していたということである。日本において最も有名なスイスの文学作品は『アルプスの少女ハイジ』であると断言してよかろう。スイス人がこの事実を喜んでいるのか、それとも侮辱されたと感じているかはさておき、必ずしもドイツ語圏の文学に精通しているわけではない聴衆を前提とした講演においては、『アルプスの少女ハイジ』以上に最適なテーマはあるまい。筆者自身も幼い頃、この物語に描かれたアルプスの風景に憧れ、写真や絵画を見ながら、頭の中でいろいろな場면을想像したことをよく覚えている。少女雑誌の懸賞で当たった美しいスイスの絵葉書は、長い間机の引き出しのなかで第一級の宝物の地位を占めていた。もちろんあの頃はドイツ語なぞ一言も理解できなかったから、日本語訳の児童書のお世話になったわけであるが、今回この講演のために原文を再読し、最近の研究を調べているうちに、幾つかの興味深い発見をすることができた。以下それについて解説することによって、「スイスの魅力を再発見」という本シンポジウムのテーマへの文学的側面からのささやかな貢献としたい。

2 『ハイジ』の誕生

『アルプスの少女ハイジ』、あるいは簡潔に『ハイジ』というタイトルで親しまれているヨハンナ・シュピーリ (Johanna Spyri) 作の物語の原題を知っている日本人はほんの僅かであろう。筆者自身、原書³を手に入れるまで全く関心がなく、原題を知ったときにはいささか驚いた。第1部には『ハイジの修行時代と遍歴時代 (Heidis Lehr- und Wanderjahre)』⁴、第2部には『ハイジ、学んだことを役立てる (Heidi kann brauchen, was es gelernt hat)』といういささか陳腐なタイトルがつけられている。第1部のタイトルがゲーテの教養小説『ヴィルヘルム・マイスターの修行時代 (Wilhelm Meisters Lehrjahre)』

³ 使用した版は Johanna Spyri, *Heidi, Originalausgabe illustriert von Rudolf Minger*, Lentz Verlag の復刻版である。また、現在本として手に入れることが困難なシュピーリの幾つかの作品は、<http://gutenberg.spiegel.de/buch> の無料サイトで読むことができる。

⁴ 作品完成と同年の1879年末、スイスではなくドイツのゴータにある出版社ペルテスから匿名で出版された。

と『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代 (Wilhelm Meisters Wanderjahre)』を合体させたものであることは一目瞭然である。シュピーリが予期していなかった連作となったため、現在では第1部と題2部を合わせて『ハイジ』と大きく表記するのがドイツ語版でも一般的⁵なようであるが、これでは残念ながらシュピーリが本来望んでいたゲーテとの関連がまったく断ち切られてしまうことになる。作者ヨハンナ・シュピーリの父ヨハン・ヤーコブ・ホイサー (Johann Jakob Heusser) は医者、母メータ (Meta) は牧師の娘で宗教歌の作詞もしていたらしく、ヨハンナも幼い頃から読書に親しみ、かなりの文学的教養を身につけていた。彼女が敬愛するゲーテの代表作からタイトルを拝借したというのも容易に理解できる⁶。本来この作品はハイジがフランクフルトから祖父のもとに戻る場面で終わるはずであった。つまり、孤児ハイジが預けられた祖父のもとで過ごす修行時代、そしてフランクフルト⁷での遍歴時代を経て、自分の生きるべき場所は大会ではなくアルムの山にあると認識するまでの話である。シュピーリはこの物語を、ゲーテに範を取って、ハイジが自分の人生の道を見出すまでの一種の児童版教養小説として組み立てたのではないだろうか。ドイツ文学の重要なジャンルである教養小説の伝統においては、『阿呆物語』のジンプリチシムスから『魔の山』のハンス・カストルプに至る例が示すように、本来若い男性の人間的成長の過程が描かれるべきであるが、女性かつ子供が主人公であるハイジの物語には、もちろんこのようなドイツの伝統的教養小説の持つ深さはない。シュピーリには申し訳ないが、「格下の教養小説縮小版」とでも表現すればいいであろうか。ともあれ、ゲーテとの関連を無視することは、シュピーリがこの作品に込めた趣旨を見逃すことになるだろう。

ここで『ハイジ』の大成功以前と以後のヨハンナ・シュピーリの生涯について簡単に記しておこう。15歳で両親の元を離れ、寄宿学校等で教育を受けたのち、1852年にリ

⁵ 以下、作品名は『ハイジ』と表記する。日本に初めて紹介されたのは1920年、野上彌生子による英語版からの重訳で、タイトルは『ハイヂ』となっていた。現在、著者の手元には、竹山道雄、上田真而子（ともに「岩波少年文庫」）訳による二つの版があるが、表紙には簡潔に『ハイジ』とのみ表記されている。ただし、竹山訳では作者名がスピリとなっているのに対し、上田訳ではシュピリとなっている。

⁶ 処女作『ヴローニの墓に捧ぐ一葉 (Ein Blatt auf Vronys Grab)』の冒頭でも、ゲーテの『さすらい人の夜の歌』がそのまま引用されている。

⁷ ハイジがゲーテにつれられていく都市がゲーテの故郷フランクフルトとなっているのは偶然ではない。

ヒャルト・ヴァーグナーとも親しかったチューリヒの法律家ベルンハルト・シュピーリ (Bernhard Spyri) と結婚する。1855 年には一人息子のベルンハルト・ディートヘルム (Bernhard Diethelm) が生まれているが、妊娠中からひどい鬱状態に陥り、これが数年間続くことになる。多忙な夫との結婚生活は、彼女にとって幸福なものではなかったようだ。

やがて彼女は、母メータの友人であったブレーメンの牧師コルネリウス・ルドルフ・フィエトール (Cornelius Rudolf Vietor) の勧めによって、小説を書き始める。夫の暴力に苦しむ薄幸の女性ヴェロニカを主人公とした処女作『ヴローニの墓に捧ぐ一葉』は 1871 年ブレーメンで出版され成功を収めたが、これに続く作品は不成功に終わっている。1878 年に最初の児童向け小説を発表、1879 年末に最大のヒット作である『ハイジの修行時代と遍歴時代』が出版される。たちまち大評判となったため、1881 年に続編『ハイジ、習ったことを役立てる』が出版された。大都会の少女クララ・ゼーゼマンが、清涼なアルプスの空気によって癒され、やがて歩けるようになるあの感動の場面は、最初の構想にはなかったことになる。第 2 部発表から 3 年後の 1894 年、一人息子のベルンハルト・ディートヘルムが結核で死亡、それから 7 年後の 1901 年、彼女自身も癌で 74 年の生涯を終えている。『ハイジ』の遅まきの成功のおかげで、彼女の晩年は経済的に安定したものであった。

以後、建国の英雄ヴィルヘルム・テルの伝説に匹敵するスイスの国民的文化遺産となった『ハイジ』は、現在世界 50 カ国以上で翻訳・出版されているという。映画化⁸された回数も多く、背景となっているアルプスの風景とあいまって、スイスの魅力を世界的に知らせることになった。現在、『ハイジ』の舞台となったマイエンフェルト⁹には「ハイジ村」、「ハイジ博物館」がつくられ、駅から「ハイジの道」を辿ってハイジ・ワールドを満喫できるようになっている。小屋では、ハイジとペーターの人形が観光客を歓迎してくれる。『赤毛のアン』の舞台プリンス・エドワード島にいつの間にかグリーンゲイ

⁸ 筆者が調べた限りでは、最初の映像化は、フレデリック・A・トムソン (Frederik A. Thomson) 監督の無声短篇映画《Heidi》(アメリカ、1920) である。ビュトナーはシャーリー・テンブル主演の 1937 年の作品が最初だとしているが。

⁹ <http://www.maienfeld.ch/de/>を参照のこと。

ブルスが出現したように、マイエンフェルトでも文学があとから現実を作り出すのである。最大のお得意様である日本人観光客目当てかどうかはわからないが、幾つかのみやげ物には、日本のアニメでお馴染みのハイジの顔が印刷されている。日本はハイジの宣伝に世界最大の貢献をしている国と言っても過言ではないであろう¹⁰。

3 2010 年の「大事件」

2010 年、一人の若きドイツ人ゲルマニストがスイスの国民的文学『ハイジ』に関して爆弾発言を行った。当時フランクフルト大学に在籍していた弱冠 30 歳のペーター・ビュトナーが、『ハイジ』はシュピーリのオリジナルというよりは、自分が偶然図書館で発見したドイツ人アダム・フォン・カンパの短篇小説『アルプスの少女アデライーデ (Adelaide – das Mädchen aus dem Alpengebirge)』に着想を得た作品であると主張したのである。2011 年に彼の論文はカンパの小説を付してインゼル出版社から 1 冊の単行本¹¹として出版され、2013 年には川島隆氏によって全文が日本語に翻訳¹²されている。ビュトナーの主張をよく読んでみれば、彼は決してシュピーリがアダム・フォン・カンパの作品を盗作したなどと述べているのではない。シュピーリの作品に敬意を払いつつも、酷似している箇所を抜き出してカンパの影響は否定しがたいと述べているのである。確かに彼が挙げている例は説得力がある。けれども、文学であろうが、音楽であろうが、絵画であろうが、過去の作品の影響なしに創作することができようか。ビュトナー自身も「日本語版への序文」において、トーマス・マンの言葉を挙げて、無から何かを想像することはできないと認めている。

他方、研究する側においても事情は同じである。ビュトナーが図書館の隅に埋もれていたカンパの作品に遭遇したことは偶然であったが、この偶然の発見のおかげで彼は一躍有名人となった。この例が証明するように、ある作品における過去の作品の影響を発

¹⁰ 『ハイジ』に関するドイツ語版ウィキペディアにおいて、「日本では『ハイジ』の受容が盛んである」と書かれているのには苦笑した。

¹¹ Peter O. Büttner, *Das Ur-Heidi. Eine Enthüllungsgeschichte*, Insel Verlag Berlin 2011.

¹² 川島 隆訳『ハイジの原点ーアルプスの少女アデライーデー』郁文堂 2013 年。この書にはビュトナーが日本語版へ寄せた序文と川島氏による詳しい解説がつけ加えられており、本稿を書くにあたって参考にさせていただいた。感謝の意を表したい。

見するための鍵は、自分が知りえた文学の守備範囲内にしか見出せないのである。

ビュトナーの指摘が正しいかどうかはさておき、筆者にとってもっと興味深かったのはこの事件をめぐるスイス国内外の反応である。イギリスの《テレグラフ》紙は、2010年4月29日付けのオンライン記事で「スウェーデン人ハイジは、本当はドイツ人かも？」との誤った見出しを掲げて¹³、スイス人の神経を二重に逆なでし、翌日スイスの《ターゲスアンツァイガー》紙は「スイスの国民的誇りに対する攻撃—あるいはスウェーデンの誇りに対する？」との標語を掲げて、ハイジの出身国すらまともに知らないイギリスの新聞を自嘲気味に皮肉っている。スイスに住むイギリス人ディコン・ビュース (Diccon Bewes) のスイス情報サイト¹⁴では、「出身が何処であるにせよ、ハイジはスイスのアイコン的存在であり、たとえ彼女が実在の人物でなくとも、これまでのスイスで最も有名な人物トップ10に入ることは驚くにあたらない。スイスの人たちは彼女を愛しているし、彼女のことももっとも宣伝している。牛乳からハンバーガー、果ては国に至るまで、ハイジの名前で売り込んでいるのだから。けれどもほとんどのスイス人は、このグラウビュンデン地方出身の少女のことを何でも知っているわけではないのだ」と述べている。同じ時期のドイツのメディアを検索すると、「ヨハンナ・シュピーリのアルプス物語は剽窃？¹⁵」(2010年4月7日)、「スイス神話、傷つけられる¹⁶」(2010年4月26日)、といった見出しが躍っている。これらのメディアの反応のうち、もっとも綿密な怒りの反論記事を出した《新チューリヒ新聞》(2010年4月15日)である。ビュトナーが出演したスイステレビの番組《文化の広場 (Kulturplatz)》を受けて、《新チューリヒ新聞》は、児童文学者かつシュピーリ研究家としても知られるレギーネ・シントラーの「キャンプの作品がシュピーリの作品の源であるとは考えられない」との意見を紹介して反駁している。また、「アデライーデもハイジも飛んだりねたりするのが好き」という共通点については「そんなのは『長靴下のピッピ』だって同じだ」と一蹴している。《新チュー

¹³ 現在 web ページでは「スイス人ハイジ」と訂正されているが、2010年4月30日付《バーゼル新聞》の web ページには、誤った見出しを掲げた《テレグラフ紙》の紙面が証拠として残されている。

¹⁴ <http://www.dicconbewes.com/2010/04/08/was-heidis-father-german/>

¹⁵ <http://www.3sat.de/page/?source=/kulturzeit/themen/143450/index.html>

¹⁶ <http://www.n-tv.de/panorama/Germanist-entdeckt-Ur-Heidi-article841322.html>

リヒ新聞》の結論は以下のとおりである。

「優れた才能の持ち主である女流作家がなぜ三流小説家の教訓譚の助けを借りる必要があるのか。《文化の広場》のテレビチームはまともに作品を読んでいないようだ。もし元ハイジが存在しないとなると、番組がお蔵入りにになってしまう。だから、客観性を犠牲にし、反論を完全に封じようとしたことは明らかだ。コップのなかの嵐で得られたもの、それは、メディアのやり口がちょっとわかったこと、そしてシュピーリのオリジナル『ハイジ』を読みたくなったことである。」

以上のような反応を見ると、スイスにとってシュピーリの『ハイジ』と少女ハイジは国家の宝であり、このアイコンに疑問を呈することはスイスに対する冒瀆に等しい、という暗黙の同意が要求されているように思われる。しかし、ヴィルヘルム・テル¹⁷と並んでスイスが誇るハイジは架空の存在であり、ドイツに比較して文化的遺産という点ではどうしても見劣りしてしまうという大きな声では言えない事実が顔を覗かせる。政治、軍事、金融では鉄壁のスイスも文化的面から攻撃されると脆さを提示してしまうようだ¹⁸。

4 他の類似作品

以前から筆者がハイジと類似性を感じていた作品は、大学院時代に友人たちと読書会で読んだ小説『ミミリ (Mimili)』¹⁹である。川島氏も解説でこの作品名に言及しておられたので、確信を得た次第である。作者はプロイセンの高位役職を勤め、1815 年にはウィーン会議にも参加したカール・ゴットリープ・ザミュエル・ホイン (Karl Gottlieb Samuel Heun 1771-1854) であるが、文学作品出版にあたってはハインリヒ・クラウレン

¹⁷ 皮肉なことに、ヴィルヘルム・テルを世界に知らしめたのはドイツの詩人フリードリヒ・シラーによる戯曲化と、これをもとにしたイタリアの作曲家ヴェルディによるオペラ化である。

¹⁸ 京都での留学経験があり、現在日本で働くあるスイスの青年は「スイスはドイツに対する文化コンプレックスがある」と述べていた。何パーセントの彼の同郷人がこの意見に同意できるかは疑問であるが。ここで思い出されるのは、キャロル・リード監督の『第三の男』でハリー・ライムが吐く「ボルジア家が支配したイタリアの 30 年間は戦争、テロ、殺人、流血にまみれていたけど、ミケランジェロやレオナルド・ダ・ヴィンチ、ルネサンスを生んだ。スイスの博愛、500 年間の平和と民主主義が何を生んだかい？ーカッコウ時計だけさ」というあまりにも有名な台詞である。

¹⁹ Heinrich Clauren, *Mimili*. Dresden 1816. この作品も現在は先に挙げた <http://gutenberg.spiegel.de/buch> のサイトで読むことができる。

の匿名を用いていた。ビュトナーは自分の専門であるビーダーマイヤー時代の作品を調べているときに『アルプスの少女アデライーデ』を発見したと述べているが、『ミミリ』もビーダーマイヤー時代に大衆文学として大成功を収めた作品である。カンプの作品とは違って、『ミミリ』がいまだ人々の記憶に留まっているということは、現在でもレクラム文庫など幾つかの版でこの小説を手に入れることができるという事実が証明している。しかもこの作品はカンプよりずっと早い時期に発表されており、ビーダーマイヤー時代の専門家を自負するビュトナーが『ミミリ』に言及していないことはむしろ不思議に思われる。

『ミミリ』の内容を簡単に紹介しておく、戦場での戦いに疲れ果てたプロイセンの軍人ヴィルヘルム（小説冒頭で語り手「私」として登場、後半では三人称ヴィルヘルムとなる）がパリの喧騒を逃れてスイスのベルナー・オーバーラントを訪れ、偶然出会った少女ミミリと恋仲になり、障害を乗り越えたのちに結ばれるという物語である。ゲーテの『若きヴェルテルの悩み』、ジャン・ジャック・ルソーの『新エロイズ』の影響が色濃く反映した小説であるといわれる反面、当時この小説は過剰のエロティシズムを売りにしたものだという轟々たる批判が巻き起こった²⁰。『ミミリ』は『ハイジ』のような児童向け作品ではなく、よその土地から来た男性が素朴なアルプスの乙女の魅力に感激するという点ではむしろ『アルプスの少女アデライーデ』に近い。しかし、『ミミリ』には細かな部分ではそのまま『ハイジ』に出てきてもおかしくない描写がある。たとえば「私たちの山ってきれいでしょ？　ずっとここにいたくちやだめよ。こんなにいいところは世界中のどこにもないわ」とか、「あたりの空気は一面かぐわしい香りのする暖かさに満ちていた。数え切れないほどの色とりどりの花が遠くから香ってきたからだ」とか、アルプス賛美という点では『ハイジ』に引けを取らないのである。また、適齢期に達しているとはいえ、ミミリも山羊や羊など、さまざまな鳥や動物とともに暮らす自然児である。現在の我々からすると、当時批判されたエロティシズムはそれほど過剰でもなく、素朴な少女ミミリと並んでこの作品の大きな魅力を形成しているのは、『ハイ

²⁰ たとえば、日本でも童話作品で知られるヴィルヘルム・ハウフ（Wilhelm Hauff）はその点を手厳しく批判している。

ジ』の場合と同じく、背景となっているアルプスの魅力である。ヴィルヘルムは低地ドイツの出身であり、アルプスと自分の故郷の平坦で味気ない風景を比べつつ、「ミミリがこの天国のような故郷を去ってお前についていくだろうか。ここでは花に囲まれて咲き誇る彼女が、あのやせた砂地で惨めに雑草が枯れていくような土地で生きていけるだろうか」と悩む。ミミリも、彼に恋しつつも住む世界が違いすぎることをよくわかっており、「年取った父がこの静かな家でひとりぼっちでいるのに、私があなたの住む町の騒がしい通りで落ち着いていられるかしら」と尋ねる。まるで、年老いた祖父の住むアルプスから引き離されていくハイジの運命といってもいいほど似通った状況である。キャンプの描いたアデライーデも一度アルプスから引き離されて、アメリカに渡ったのち、再び故郷に戻ってくるという人生を辿る。

ここでミミリ、アデライーデ、ハイジをそれぞれ主人公とする3つの物語に共通する点を整理してみよう。

- 1) アルプスと味気ない外の世界（低地ドイツ・新大陸アメリカ・大都市フランクフルト）の対比
- 2) アルプス以外に快適で幸せになれる場所はないという故郷賛美
- 3) 従ってアルプス地方は高地の理想郷²¹
- 4) 理想郷に不可欠の付属物である無垢で愛らしい羊/山羊飼いの少女の登場

5 理想郷に変貌したスイスアルプス

現在、我々がスイス旅行のガイドブックや写真集などを眺めると、雄大なアルプスの風景、裾野に広がる緑の絨毯のような牧草地、花々に彩られた町並みの美しさに驚嘆する。けれども、スイスが今のような第一級の観光地になったのは19世紀以降である。それ以前のスイスはむしろイタリアへの中継地点でしかなかった。18世紀の多くのイギリスの貴族が見聞を広めるためにイタリアにグランドツアーを行ったことはよく知られているし、ドイツ語圏からもデューラーやヴィンケルマン、モーツァルト、ゲーテ

²¹ エルンスト・R・クルチウスにあやかって *locus amoenus*（快い場所）と表現したいところであるが、あまり一般的ではないので「理想郷」としておく。ほぼアルカディアと同義語である。

など、イタリアの美術、音楽、建築、自然美などを目当てに多くの芸術家や知識人がアルプスを越えて行った。アルプスは憧れの地イタリアの前に立ちはだかる難所でしかなかった。ところが、18 世紀末ごろから状況が変化していく²²。ジャン・ジャック・ルソーの影響もあってか、イギリスやドイツのロマン主義が深い森や高い山々、暗い谷間などを賛美し始めた²³ことによって、18 世紀の哲学²⁴では「美」というより「崇高」のカテゴリーに属していた要素が注目されるようになっていく。また 18 世紀末の産業革命によって大量輸送を可能にする交通手段が発達し始め、裕福な市民階級の移動が飛躍的に増加した。とりわけ、自国に高い山を持たないイギリス人²⁵の間でアルプス登山が流行、これに触発されてスイスに 1863 年「スイスアルプスクラブ」が誕生する。以後、ますます増加していくイギリス人観光客のために、山小屋やホテルなども整備されていった。シュペーリが『ハイジ』を書いた 1879 年前後、スイスはもはやイタリアへの中継地点ではなく、観光国としての確固たる地位を築いていた。18 世紀頃までは、北国の旅人にとって南国イタリアが理想郷アルカディアであったが、スイスアルプスの魅力が発見されたことにより、旅人の憧憬の方向は水平のみならず垂直へも向かう可能性が誕生する。スイスはいわば「高地の理想郷」へと変貌したのである。

先に挙げた『ミミリ』、『アルプスの少女アデライーデ』、『ハイジ』の共通点は、西洋伝統文学におけるトポス「理想郷」を舞台にした文学に特徴的な要素である。古代ギリシアのテオクリトスやアナクレオンに始まって 18 世紀ドイツのロココ詩²⁶に至るまで、

²² 先に挙げたアルブレヒト・フォン・ハラーの詩『アルプス』は 18 世紀前半に書かれた作品であり、バロックの世界観が色濃く反映しているが、この時代に母国アルプスの素晴らしさを詠った作品として特筆に価する。

²³ カスパー・ダヴィッド・フリードリヒ (Caspar David Friedrich) の絵はその典型であろう。

²⁴ エドマンド・バーク (Edmund Burke) の『美と崇高の起源に関する哲学的考察 (A Philosophical Inquiry into the Origin of our Ideas of the Sublime and Beautiful)』がその代表である。

²⁵ 『アルプスの少女アデライーデ』に登場するオランダの紳士エーデルラントも、『ミミリ』のヴィルヘルムも、高山のない低地の出身であることを強調しておこう。

²⁶ シュトゥットガルト大学留学時代、指導教授であったハインツ・シュラッファ (Heinz Schlaffer) のおかげで、古代ギリシア・ラテン文学の影響を受けて生まれたロココ時代の多くのドイツ詩を知る機会に恵まれた。これらの詩は現在ほとんど忘れられているが、幅広い視点からドイツ語圏の文学作品を考察するさいに非常に重要であると考えられる。「都会と田園の対比」というトポスの例として、たとえばヨーハン・ペーター・ウーツ (Johann Peter Uz) の『羊飼 (Der Schäfer)』を挙げておこう (*Dichtung des Rokoko*, hrsg. von Alfred Anger, Tübingen 1969, S. 62)。

別にジャン・ジャック・ルソーの登場を待たずとも、策謀と欺瞞が渦巻く都会と、人間が人間らしく生きられる田園は、繰り返し対比されて描かれてきた。そして、理想郷たる田園には、必ず愛らしい羊飼いや山羊飼いの少年少女が主人公として登場する。一番手っ取り早い古代文学の例を挙げるとしたら、絵画や音楽にも絶大な影響を与えてきたロンゴスの『ダフニスとクロエ』であろう。二人は本来高貴な生まれであるが、わけあって孤児となり、羊飼いや山羊飼いで暮らしている。二人の無垢な愛は、伝統に従って、理想郷での牧歌的物語として語られなければならない。教養豊かなシュペーリは、多くの読書体験によって、意識していたかどうかは別として、このような西洋の伝統文学のトポスを知り尽くしていたに違いない。病弱なクララを癒すのは花が咲き山羊が跳ねまわる牧草地であって、都会の邸宅に閉じ込められている限り、決して彼女の頬がばら色に輝くことはない。山羊と戯れるハイジとペーターは、ダフニスとクロエや 18 世紀のロココ詩に登場する少年少女たちからそれほどかけ離れた存在ではない。ただし、シュペーリにおいては、男女の触れ合いに関わる描写に対し、完璧な検閲が施されているという決定的な違いがある²⁷。粗野なペーターに対し常に支配的な立場にあるハイジが不自然なほど物欲のない聖少女のように描かれていることも、シュペーリがこの作品に込めた教育的意図を物語っている。『ハイジ』においては、『アルプスの少女アデライーデ』と同じく、多くの賛美歌が挿入されており、とりわけペーターの祖母の素朴な信仰心が示しているように、スイスプロテスタントのキリスト教的倫理観が作品を貫く通奏低音となっている。古代の牧歌物語の主題であった男女の恋愛ではなく、キリスト教的隣人愛こそが、『ハイジ』の理想郷にはふさわしいものなのである。

6 最後に

シュペーリは、生前『ハイジ』に関するすべての手紙や資料を焼き捨ててしまったという。今となっては、彼女が『ミミリ』も参考にしたかどうかはわからない。それを検

²⁷ シュペーリの死後、シャルル・トリッテン (Charles Tritten) がハイジとペーターの後日談『それからのハイジ (Heidi grows up)』と『ハイジの子供たち (Heidi's Children)』(ともに各務三郎訳による日本語版あり)を書いているが、必ずしも幸せな結婚生活を送らなかったシュペーリが二人の結婚を想定していたかどうか尋ねてみたいものである。

証することは、ビュトナーの主張するシュピーリへのカンプの影響について断定的な答えを出すことと同じく困難であろう。チューリヒの都会生活で一時精神的に不安定になったシュピーリは、スイスアルプスの素晴らしい自然と、母への反発から遠ざかっていたキリスト教に回帰したことによって、生きる力を取り戻したという。『ハイジ』は、単に文学的伝統の上に組み立てられた作品ではなく、シュピーリ自身の人生も色濃く反映しているからこそ、説得力を持って読者に迫ってくるのである。

西洋文学の伝統とプロテスタント的信仰心の結合、スイスの素晴らしい自然と大都会フランクフルトとの対比のなかで展開する多様な人間ドラマ、ハイジによって周囲の人々すべてにもたらされる幸福への質的变化、そして何よりも彼らの生き生きとした会話、今も『ハイジ』が世界中で読み続けられているのは、このような理由によるものではないだろうか。腕白なペーターも融通のきかないロッテンマイヤー夫人も心優しいクララも登場しない退屈なカンプの『アルプスの少女アデライーデ』を読んだのち、我々は《新チューリヒ新聞》の勧告に従って、もう一度『ハイジ』を読み返してみるべきであろう。

国境の町バーゼル

高山 秀三

2014 年 3 月、私はドイツ、フランスと国境を接するスイスの町バーゼルを訪れた。ライン河畔にあるバーゼルは古くから交通の要衝として栄えた町で、ライン川の橋の上から見る旧市街は歴史の重みを感じさせる。しかし、風光明媚な観光地がひしめくスイスにあって、アルプスの山々からはるかに離れた平地にあるこの町が観光面で脚光を浴びることはあまり多くない。私がバーゼルを訪れたのも美しい風景や町並を期待してではなく、そこがスイス最古の大学町で、世界的な文化人が多数輩出し、住んだ町だったからである。特に、ドイツ文化を学ぶ者にとって、バーゼルの名は哲学者ニーチェがその大学で教鞭をとった町としてなじみが深い。著名人の足跡を辿ることになぜか言い知れぬ愉悦を覚える私は、ニーチェの跡を追ってバーゼルに入ったのである。

バーゼルはドイツのライプチヒ大学に学んだニーチェが 1869 年、24 歳の若さで教授として赴任した町である。ニーチェが住んだ家は現在でも往年の面影をとどめる姿で残されている。ニーチェはこの町で『母権制』で知られるバッハオーフェンや歴史学者ブルクハルトなどの大知識人と知り合い、またさほど遠くないトリプシェンに居住していたワグナーとも親交を深め、大きな影響を受けた。退職後のニーチェはあらゆる組織から離れて孤独な著作活動に入るが、その生活を支えたのはバーゼル大学から支給される年間 3000 フランの年金だった。大学を去ったニーチェはイタリアに滞在することが多かったが、1889 年の発狂に至るまでのほぼ 10 年間、夏はおおよそスイスの保養地ジルスマリーアに滞在し、その地を愛した。その著作にバーゼルやスイスの名前があがることはほとんどないが、ニーチェはバーゼルとスイスに決定的な恩義を蒙っている。国籍の上でも、ニーチェはバーゼルに就職が決まった際にプロイセンの市民権から離脱し

てスイス国籍を取得し、以後、法的には終生、スイス人でありつづけた。

バーゼルはその世界への開かれた立地や宗教的な寛容の精神ゆえに内外から傑出した精神が寄り集まり、コスモポリタンの文化が花開いた土地である。ネーデルランドの人文主義者エラスムスは 1514 年、バーゼルに入り、以後 1536 年に当地で没するまでのあいだ、断続的にはあるがここをその文化的活動の拠点とした。19 世紀にバーゼルの文化は華々しい開花の時期を迎え、すでに名を挙げたブルクハルト、バッハオーフェンに加え、『死の島』で知られる画家ベックリンなど世界的な才能が輩出した。また、スイスのボーデン湖畔で生まれ、バーゼル大学で学んだ心理学者ユングや、少年期をバーゼルで過ごしたヘルマン・ヘッセなどもバーゼルが生んだ大文化人といえる。ヘッセは少年期に学校の関係でいったんはドイツ国籍に移るが、作家となった後、第一次大戦時にその反戦的な思想ゆえにドイツ国内で物議をかもし、戦後はドイツ国籍を放棄してスイス国籍に復帰した。ニーチェやヘッセだけでなく、バーゼルゆかりの文化人の共通性としていえるのは、その端的な内面性と世界市民性である。それは地理的な条件によって育まれたものであるとともに、この町で古くから培われてきたヨーロッパヒューマニズムの伝統によるものであるだろう。

ニーチェは終生、バーゼルが生んだ記念碑的な人物であるブルクハルトを敬愛し、バーゼルに好意的な感情を抱きつづけた。その荘重な口髭や、「力への意志」、「超人」といったキャッチフレーズゆえに、ニーチェには、ナチスのニーチェ像が典型であるような、ゲルマン魂を具現する勇猛果敢な戦う哲人という虚像がしばしばつきまとうが、その実態はドイツ的なものに凝り固まった人物ではまったくなかった。熱愛した音楽家ショパンの祖国であるポーランドこそがみずからの父祖の地であるという根拠のない思いこみをしばしば得々と語ったニーチェは、またフランス文化を人類の精華と称揚し、ラテン的な風物全般を愛好する繊細なコスモポリタンだった。世界に開かれた普遍的な精神を志向するニーチェにとって、バーゼルはその哲学者としての経歴を始めるのには好個の町だった。たまたま出来た欠員による教授招聘という偶然によってニーチェはバーゼルと深い関わりをもつことになったが、哲学者ニーチェの世界市民性のいくばくかはバーゼルを拠点としたことから生れたとっていいだろう。

内面性と世界市民性というバーゼル文化人の特質は、スイスという国の精神のありかたを集約するものでもあるだろう。しばしば祖国ドイツを離れて他国を旅することに精神の解放をもとめたゲーテはこの国を旅行し、その風景の美に感嘆するとともに、その精神のありかたに大きな共感を抱いた。「スイスのような自由な、堅固な国があることがわかってから、私はいつでも安心していられます。いざというときにはいつでもスイスに逃げこむことができるからです」¹と語ったゲーテは、その世界市民性ゆえに同時代のドイツを時にうとましく思い、脱出を夢見ることがあったのだろう。ゲーテの言葉は人文主義的な系譜に連なるドイツの教養人にとってスイスがもつ重要な意味を伝えるものである。ニーチェ、ヘッセ、そしてナチスの迫害を逃れてスイスに移住したトーマス・マンは、いずれもドイツ文化の代表者にして世界市民でもあるゲーテの後継者というべき存在であるが、彼らにとってもまた、スイスはゲーテが語ったような自由な精神の拠りどころだったのである。

¹ 笹本駿二 『スイスを愛した人びと』 岩波新書 1988, 85 頁

執 筆 者 紹 介

小林 満	京都産業大学外国語学部 イタリア語専攻 教授
鈴木 清巳	京都産業大学外国語学部 国際関係学科 教授
ミゲル・ペレス＝ラ プラント	在日スイス大使館 文化・広報部長
アンドレ・ジエモン	京都産業大学外国語学部 フランス語専攻 教授
平塚 徹	京都産業大学外国語学部 フランス語専攻 教授
島 憲男	京都産業大学外国語学部 ドイツ語専攻 教授
内田 健一	京都産業大学外国語学部 イタリア語専攻 助教
岩崎 周一	京都産業大学外国語学部 ドイツ語専攻 准教授
大川 四郎	愛知大学法学部 教授
長谷川 晶子	京都産業大学外国語学部 フランス語専攻 助教
杉村 涼子	京都産業大学外国語学部 ドイツ語専攻 教授
高山 秀三	京都産業大学外国語学部 ドイツ語専攻 教授

京都産業大学外国語学部学科再編記念シンポジウム記録論集

「スイスの魅力を再発見：ヨーロッパとの新しい出会い」

2015 年 4 月 30 日発行

編集：島憲男、平塚徹、内田健一、小林満

発行：京都産業大学外国語学部ヨーロッパ言語学科

〒603-8555 京都市北区上賀茂本山

Tel. 075-705-1461（外国語学部事務室）